

福祉住環境セミナー

「自宅で、

安全に長く住み続けるために」



平成29年度 福祉講演会

主催:浜松市社会福祉協議会

福祉住環境・西村一級建築士事務所

代表・管理建築士 西村伸介

一級建築士

福祉住環境コーディネーター1級

介護支援専門員

「地域包括ケア」

出典:「<地域包括ケア研究会>「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

2018/03/09
朝日新聞夕刊



健康寿命

男性 72.14歳

女性 74.79歳

16年 推計値

■都道府県別の健康寿命
上位5位

男性 (歳)			女性 (歳)		
1	山梨	73.21	1	愛知	76.32
2	埼玉	73.10	2	三重	76.30
3	愛知	73.06	3	山梨	76.22
4	岐阜	72.89	4	富山	75.77
5	石川	72.67	5	島根	75.74

厚生労働省は9日、介護などの必要がなく、日常生活を支障なく過ごせる期間を示す「健康寿命」の2016年の推計値を発表した。男性は72.14歳、女性は74.79歳で13年の前回調査より男性は0.95歳、女性は0.58歳延びていた。都道府県別では男性は山梨、女性は愛知が1位だった。健康寿命は、国民生活基礎調査で、健康上の問題で日常生活に影響がないと答えた人の割合や年齢別の人口などから算出する。今回は地震の影響で調査できなかった熊本県を除いて平均値を出した。16年の平均寿命(男性80.98歳、女性87.14歳)と健康寿命を比べると男性は8.84年、女性は12.35年の差があった。この間は「不健康な期間」とされ、医療や介護が必要となる可能性がある。

都道府県別でみると1位は、男性は山梨の73.21歳、女性は愛知の76.32歳。1位と4位を比べると男性2.00年、女性2.70年の差があった。男性は神奈川県72.30歳、東京72.00歳、東北大学教授(公衆衛生学)は「喫煙率の低下などの生活習慣の改善のほか、中高年の社会参加が増えていることが健康寿命の延びにつながっているようだ」と話した。(黒田壮吉)

平均寿命-健康寿命=「不健康な期間」

男性は 8.84年
女性は12.35年

の間は「不健康な期間」とされ、医療や介護が必要となる可能性がある。

都道府県別でみると1位は、男性は山梨の73.21歳、女性は愛知の76.32歳。1位と4位を比べると男性2.00年、女性2.70年の差があった。男性は神奈川県72.30歳、東京72.00歳、東北大学教授(公衆衛生学)は「喫煙率の低下などの生活習慣の改善のほか、中高年の社会参加が増えていることが健康寿命の延びにつながっているようだ」と話した。(黒田壮吉)

1.地域包括ケアシステムにおいて



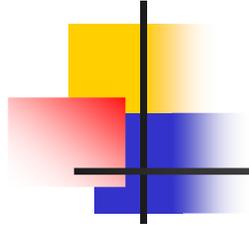
地域包括ケアとは、

『要介護状態になっても、
可能な限り、
住み慣れた地域や自宅で生活し続け、
人生最期のときまで
自分らしく生きたい』と望む人が、

医療や介護など
必要なサービスを受けながら、

在宅で自立した生活を続けられるように、
地域ぐるみで支える」

という考え方。



2.終の棲家(ついのすみか)をどこに

102歳自殺 東電に賠償命令

原発事故後 避難前でも因果関係

東京電力福島第一原発事故の後、福島県飯館村で自殺した男性（当時102）の遺族が東電に対し、慰謝料など6050万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が20日、福島地裁であった。

金沢秀樹裁判長は「原発事故により避難を余儀なくされたことが、最終的な自死の引き金となった」として、東電に1520万円の支払いを命じた。

遺族側の弁護士によると、原発事故と自殺との因果関係を認めた判決は3例目。避難する前の自殺と原発事故との因果関係を認めた判決は初めてだという。訴えていたのは、亡くなった大久保文雄さんの次男の妻美江子さん（65）ら遺族3人。判決によると、文雄さんは2011年4月11日、国が飯館村を計画的避難区域に指定するとのニュ

ースを知った直後から避難することを拒み、翌朝、部屋で自殺しているのを美江子さんが見つけた。

判決は、文雄さんが100年以上を過ごしてきた同村での生活は「人生そのものを形成するものだった」と指摘。避難指示によって、生活のすべてを失うとの「極めて強いストレスを受けた」と認定。そのうえで

「避難生活で家族に介護の負担をかけてしまうことへの遠慮も加わり、自死した」と結論づけた。東電に対しては、原発事故が起きたら、避難を余儀なくされた住民が強いストレスを受け、「自死する者が出ることを予見できた」と指摘した。東電は裁判で、文雄さんの健康状態がすぐれなかったことや次男が入院していたことも自殺の要因だとし「自殺と事故との因果関係

はなく、あったとしてもごくわずか」と主張していた。判決は「次男の健康状態も自死の決断に一定の影響を及ぼしたものといえる」として、自殺の要因のうち、6割が原発事故、4割がその他の原因によるものだとして認定した。

判決後、美江子さんは「文雄さんに）やっと良い報告ができる。東電にはちゃんと謝罪をしてほしい」と話した。控訴はしない方針だという。（石塚大樹、飯沼優仁）





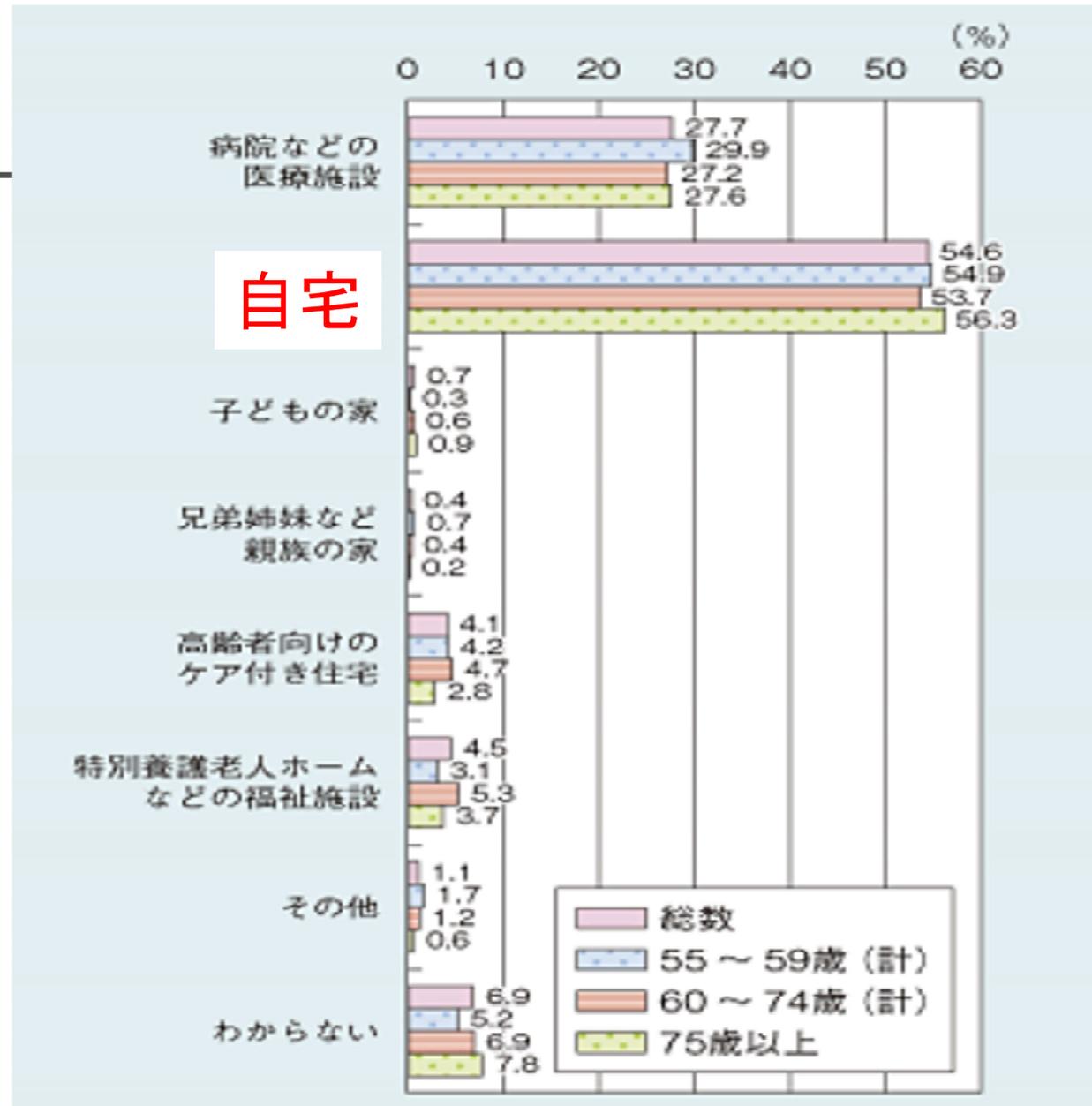
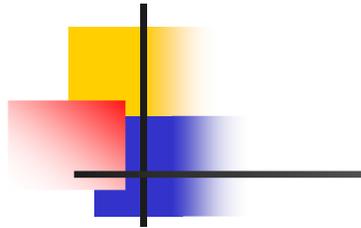




「人生の最期をどこで迎えたいか」

55歳以上へのアンケート調査

出典:内閣府「平成25年版高齢者白書」



日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全人口の18%となる
○2065年には、人口が1億8,808万人にまで減少する

2025年には、75歳以上の高齢者が人口の18%となる

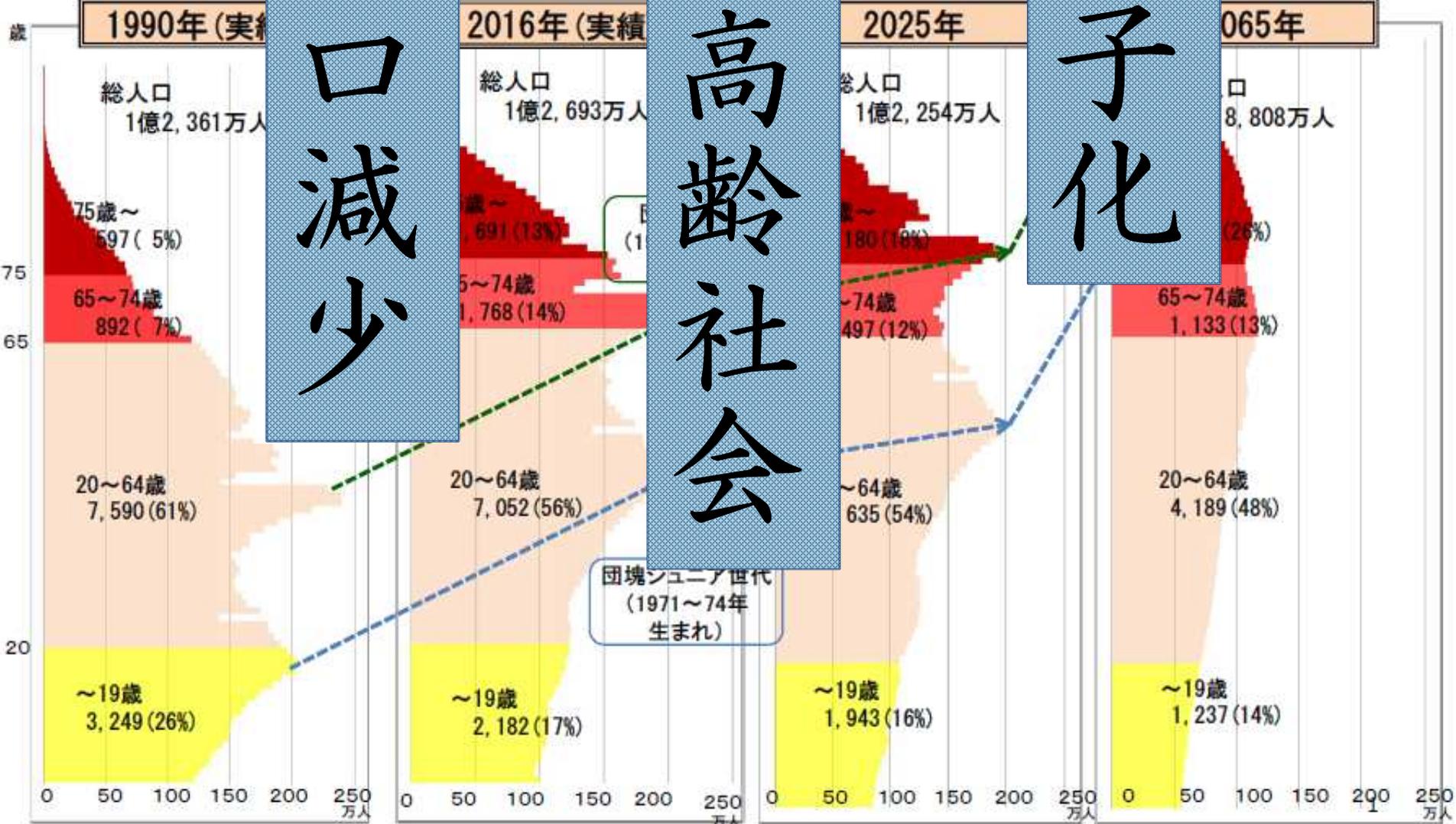
2065年には、人口が1億8,808万人にまで減少する

2065年には、人口が1億8,808万人にまで減少する

人口減少

超高齢社会

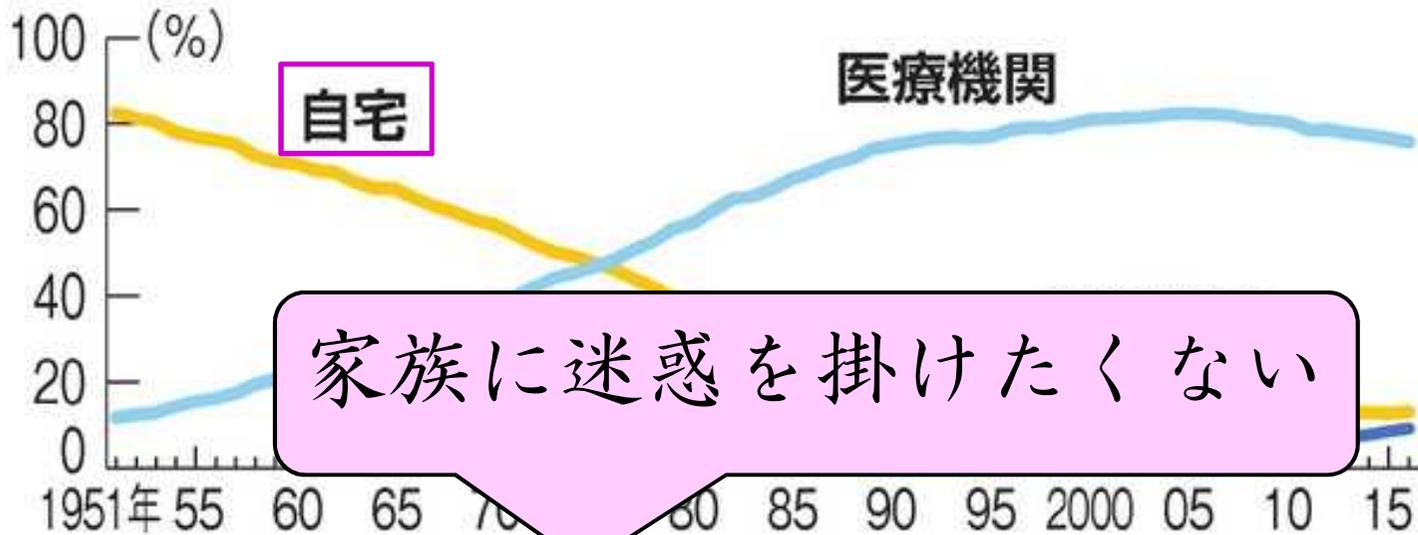
少子化



(出所) 総務省「国勢調査」および「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計): 出生中位・死亡中位推計

亡くなった場所は…

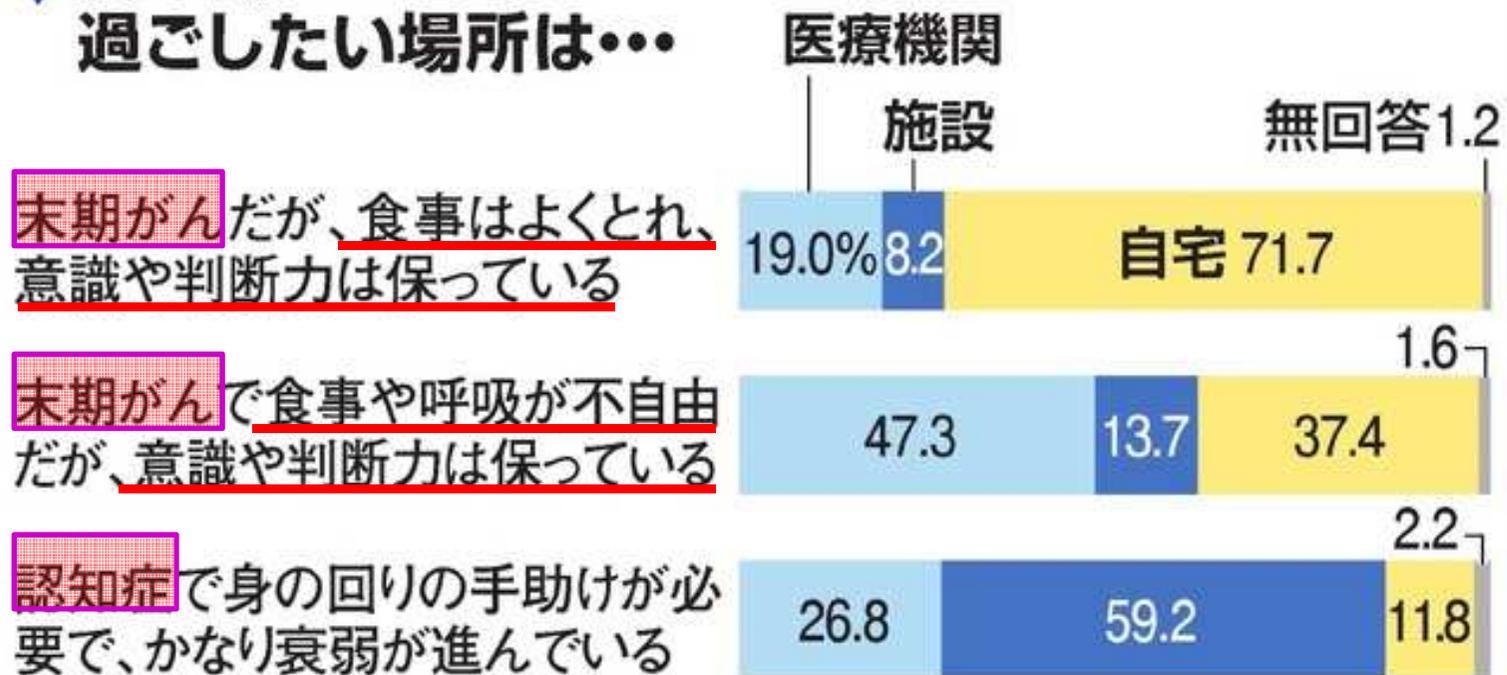
厚生労働省まとめ



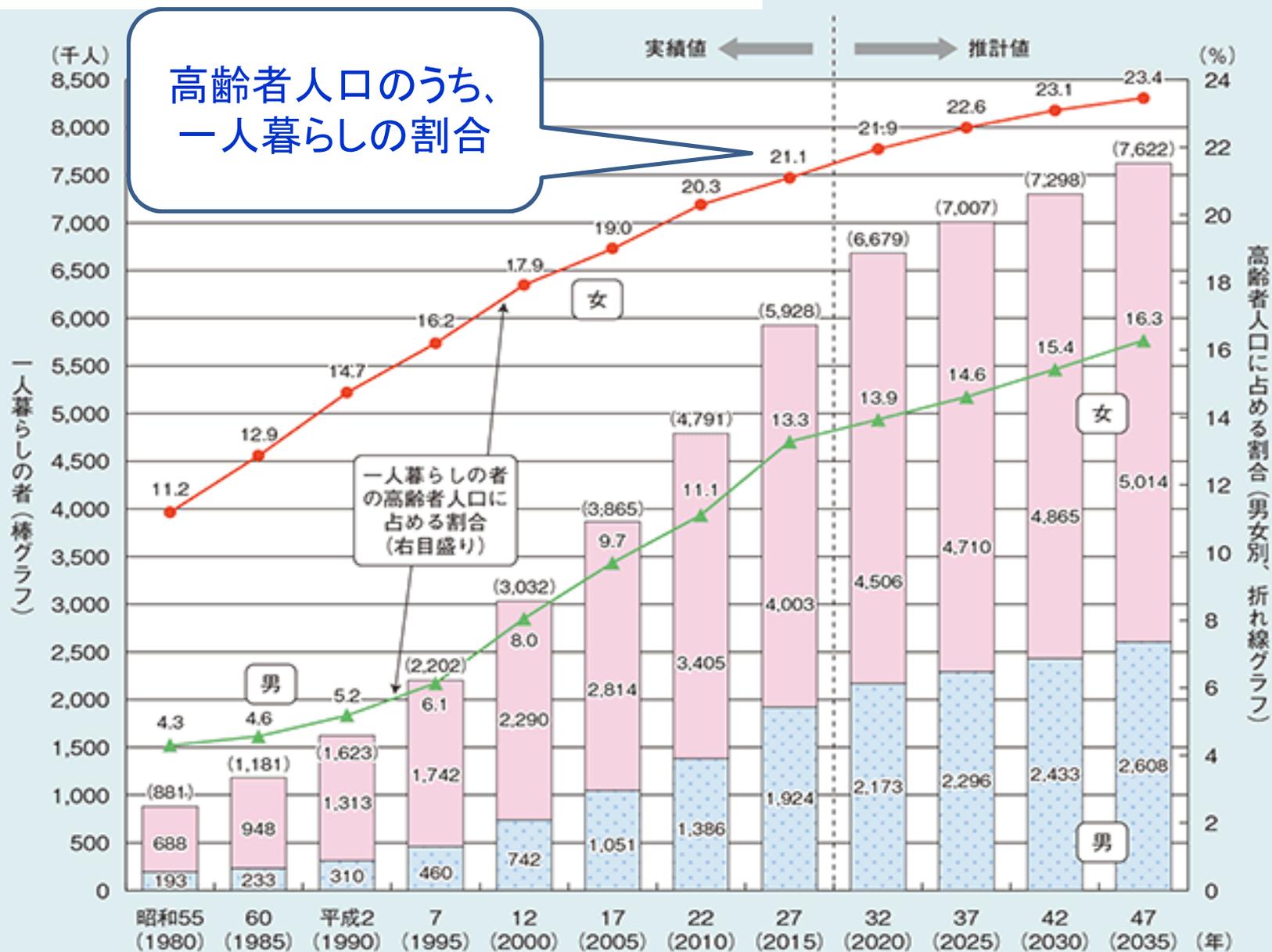
家族に迷惑を掛けたくない

終末期を 過ごしたい場所は…

厚労省の2013年の意識調査から



65歳以上の一人暮らし高齢者の動向



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（2013（平成25）年1月推計）」、「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」
 (注2)棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らし高齢者の男女別

出典：内閣府「2017年版高齢社会白書」

在宅拡充 高齢化に備え

診療報酬 4月から改定

4月の診療報酬で、医師の「入院から在宅」へのシフトに向け、在宅診療が拡大されることになった。「遠隔診療」と「チーム医療」が拡充され、みどりでは連携する。一定の対策は採られたものの、これからは後述のとおり「1人1人」を重視する。

遠隔・チーム医療に力

「1人1人」は、年末年始は、年々増えているが、移動に車や公共交通機関を利用できない患者が増えている。福岡市の診療所「なごみクリニック」の診療室で、医師がパソコンの画面に診察予約をしながら、市内の女性の自宅を訪ねて、内田直樹医師が診察をうけていた。

専門、アルハイム症候群を患った通院していた女性に認め、17年夏から一部を遠隔診療に代えた。女性と長女は「スマートフォン」を使い、診察は15分ほどで済んだ。女性の近況を報告する目的は長女「家で受診する目的は、受診するもの負担も減ると話す。

内田院長は遠隔診療を始めたのは約10年前。診療所から在宅10メートル以内で訪問診療をしながら、移動に車や公共交通機関を利用できない患者が増えている。福岡市の診療所「なごみクリニック」の診療室で、医師がパソコンの画面に診察予約をしながら、市内の女性の自宅を訪ねて、内田直樹医師が診察をうけていた。

専門、アルハイム症候群を患った通院していた女性に認め、17年夏から一部を遠隔診療に代えた。女性と長女は「スマートフォン」を使い、診察は15分ほどで済んだ。女性の近況を報告する目的は長女「家で受診する目的は、受診するもの負担も減ると話す。

内田院長は遠隔診療を始めたのは約10年前。診療所から在宅10メートル以内で訪問診療をしながら、移動に車や公共交通機関を利用できない患者が増えている。福岡市の診療所「なごみクリニック」の診療室で、医師がパソコンの画面に診察予約をしながら、市内の女性の自宅を訪ねて、内田直樹医師が診察をうけていた。

「チーム医療」で、複数の診療所と連携し、24時間体制で在宅患者に対応する体制を作れば、さらに長崎市(市)の医師が在宅診療を、有春の医師が(市)に所属した「長崎在宅医療」で、在宅診療所も増える。

増える「みどり」 特養にも広げる

今回の改定では、「多死」とされる体制を整えなければならぬ。高齢者の増加も、今年度の診療報酬改定では、増え続け、15年度の約1億1000万人から17年度の約1億2000万人に増えることが推定される。今年度は8割が医療機関で、6年に1度の同時改定で、

医療と介護連携強化課題

政府が在宅での医療を推進するのは、今後高齢者の高齢化に伴って、在宅医療と介護の連携強化が課題となる。福岡市の診療所「なごみクリニック」の診療室で、医師がパソコンの画面に診察予約をしながら、市内の女性の自宅を訪ねて、内田直樹医師が診察をうけていた。

専門、アルハイム症候群を患った通院していた女性に認め、17年夏から一部を遠隔診療に代えた。女性と長女は「スマートフォン」を使い、診察は15分ほどで済んだ。女性の近況を報告する目的は長女「家で受診する目的は、受診するもの負担も減ると話す。

内田院長は遠隔診療を始めたのは約10年前。診療所から在宅10メートル以内で訪問診療をしながら、移動に車や公共交通機関を利用できない患者が増えている。福岡市の診療所「なごみクリニック」の診療室で、医師がパソコンの画面に診察予約をしながら、市内の女性の自宅を訪ねて、内田直樹医師が診察をうけていた。

診療報酬改定のポイント

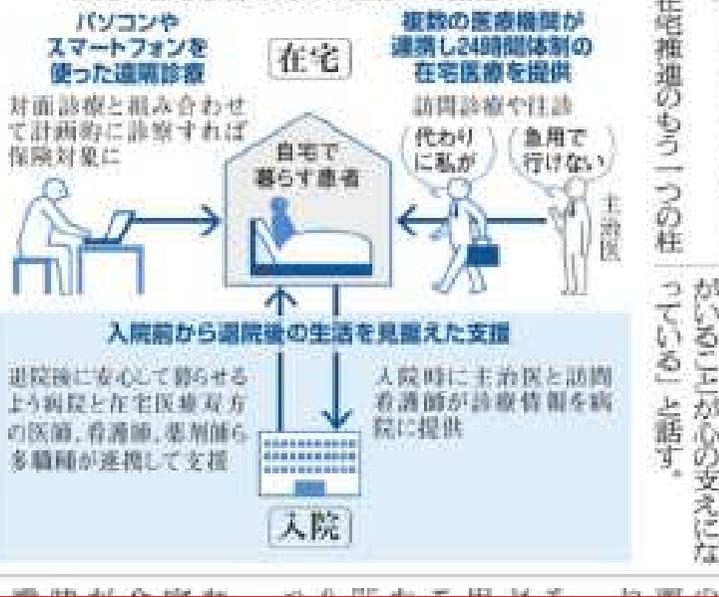
- 入院**
 - 急性期患者向けベッドの入院基本料を、診療実績も加味して7段階に相分化
- 在宅・外来**
 - 複数の診療所などが連携し、24時間在宅患者に対応できる体制を整えたら報酬を加算
 - 遠隔診療の保険対象を拡大し、対面診療を組み合わせた診療・生活指導の報酬を新設
 - 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の義務化対象を500床以上か400床以上に拡大
- 個別の治療**
 - 大手の門前薬局チェーンや「門内薬局」の報酬を引き下げ
 - 性同一性障害の人が体を心の性に合わせる「性別適合手術」を保険対象に

在宅に回せれば患者をより多く診られる」と考えたのがきっかけで、今は2人の患者に遠隔診療をする。

遠隔診療について公的保険は長く、主に離島やへき地の患者の容体が急変し、家族が電話などで医師に相談して診察を依頼する。今回の改定では「オンライン診療」を増やして在宅診療の要件を厚労省は15年夏に離島やへき地を遠隔診療の「例示」とする通知を出した。

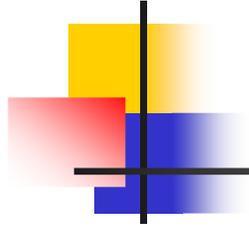
また、医師によって報酬を請求したりしなかったりというバラバラだという。今回の改定では「オンライン診療」を増やして在宅診療の要件を厚労省は15年夏に離島やへき地を遠隔診療の「例示」とする通知を出した。

改定で在宅患者を支える仕組みを強化した



在宅推進のもう一つの柱「心」を話す。

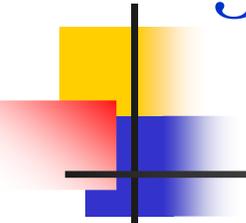
特別養護老人ホーム(特養)で外部の医療機関の医師が訪問して診察した場合、医療機関と特養の双方に報酬がつくことになった。



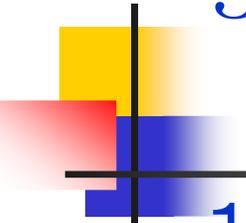
「自宅」以外の終の棲家

高齢者向け住まいの概要

	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き 高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者 グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的 性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護することを目的とする施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる 介護保険	・介護福祉施設サービス		・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス			・認知症対応型共同生活介護
主な 設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり 面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦)など	13㎡(参考値)	25㎡ など	7.43㎡
人数※	7000名	6000名	24000名	24000名	4000名	12400名



3. 「安全に長く住み続ける」条件
～生活全般を考える～



3. 「安全に長く住み続ける」条件 ～生活全般を考える～

1. 自分自身の…

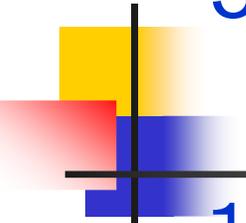
心身の健康

健康寿命・介護予防を阻害する3大因子

内臓脂肪症候群
メタボリックシンドローム(メタボ)

運動器症候群
ロコモティブシンドローム(ロコモ)
(Locomotive Syndrome)

認知症



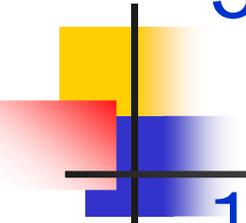
3. 「安全に長く住み続ける」条件 生活の全般を考える

1. 自分自身の…

心身の健康

人間力

家事力



3. 「安全に長く住み続ける」条件 生活の全般を考える

1. 自分自身の…

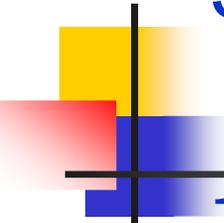
2. ひと

家族、親戚、近隣、友人、地域包括支援センター
介護に携わるかた→ 介護力

成年後見人

家族の意向

関係者の意見



3. 「安全に長く住み続ける」条件 生活の全般を考える

1. 自分自身の…

2. ひと

家族、親戚、近隣、友人、地域包括支援センター
介護に携わるかた→ 介護力

成年後見人

家族の意向

関係者の意見

3. 経済力

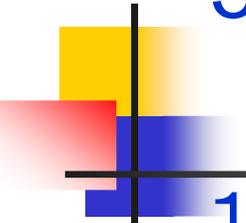
財産、収入

成年後見

後見制度支援信託

家族信託

リバースモーゲージ など



3. 「安全に長く住み続ける」条件 生活の全般を考える

1. 自分自身の…

2. ひと

家族、親戚、近隣、友人、地域包括支援センター
介護に携わるかた→ 介護力

家族の意向

関係者の意見

3. 経済力

財産、収入

成年後見制度

後見制度支援信託

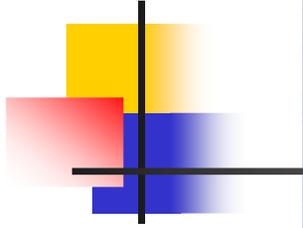
リバースモーゲージ など

4. 居住環境

「居住環境」

出典:介護福祉士養成講座「家政学概論」、国土交通省「戸建て団地環境ガイドライン」などから、西村まとめ

	項目	指標
心地良いか 物的環境	狭義の「環境」	温度、湿度、日照、光、色、音、空気、風通し、化学物質……
	狭義の「バリアフリー」	段差、広さ、建具、トイレ、アプローチ、玄関、寝室、居間、浴室、洗面、台所、階段……
	人的環境	家族、友人、近隣……
便利か 社会的環境	安全	火災、地震、風、避難経路、防犯……
	利便性	交通、道路、情報、買い物、教育、医療、高齢者支援、子育て、街並み、景観、その他公共施設……



4. 住まいの安全

住宅そのものの性能・・・**建築基準法と関連法令**によって守られるもの。

4. 住まいの安全

住宅そのものの性能・・・**建築基準法と関連法令**によって守られるもの
「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する
最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、
もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」

4. 住まいの安全

住宅そのものの性能・・・**建築基準法と関連法令**によって守られるもの
「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する
最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、
もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」

『最低の基準』

道路との関係、容積率や建ぺい率、建物の用途種類、
日照、日影、通風、換気、防火、上下水道
強度

荷重、地震、風に耐える

4. 住まいの安全

住宅そのものの性能・・・**建築基準法と関連法令**によって守られるもの
「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する
最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、
もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」

『最低の基準』

道路との関係、容積率や建ぺい率、建物の用途種類、
日照、日影、通風、換気、防火、上下水道
強度

荷重、地震、風に耐える

断熱性能、給排水・暖冷房・調理などの設備

4. 住まいの安全

住宅そのものの性能・・・**建築基準法と関連法令**によって守られるもの
「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する
最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、
もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」

『最低の基準』

道路との関係、容積率や建ぺい率、建物の用途種類、
日照、日影、通風、換気、防火、上下水道
強度

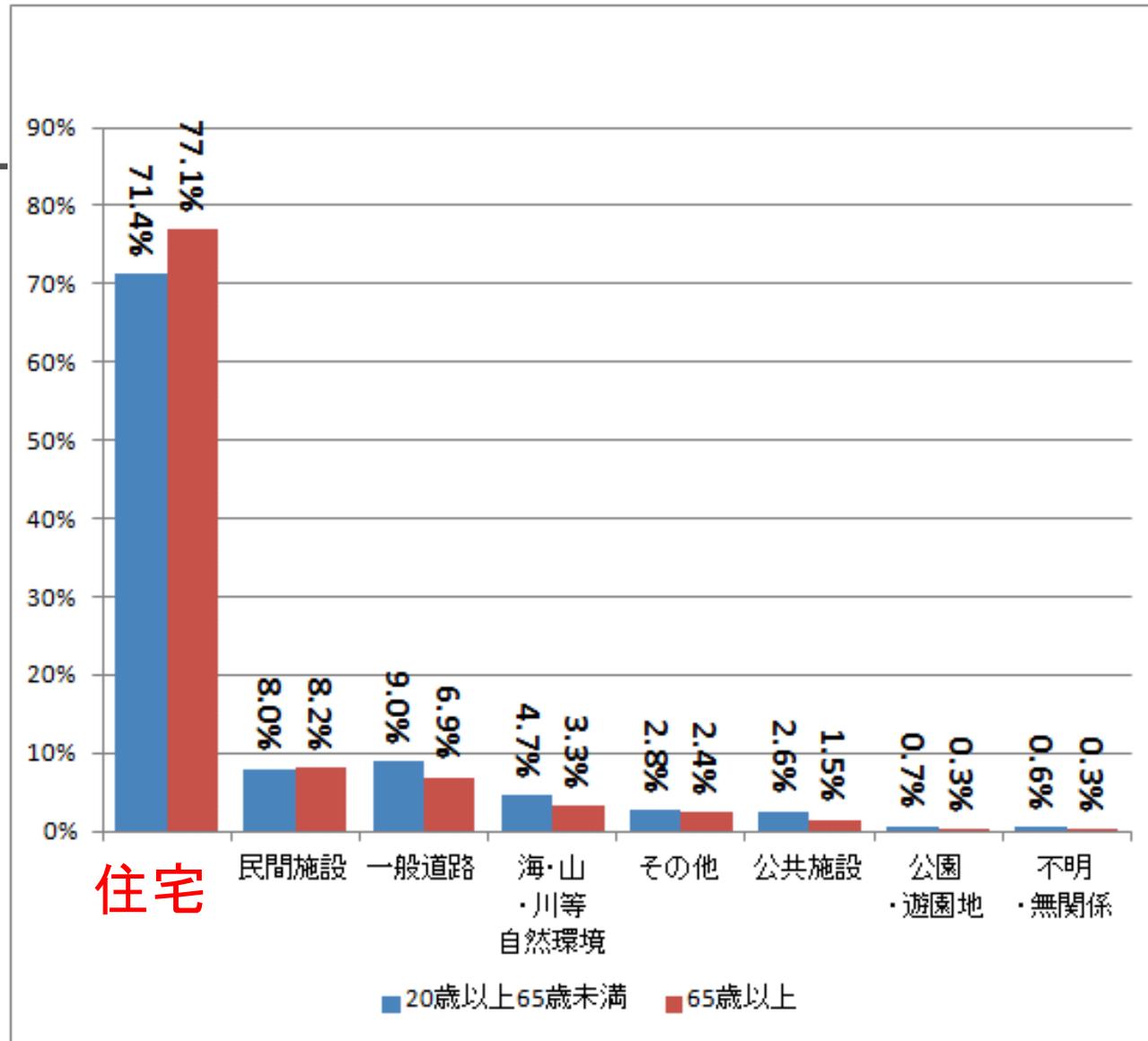
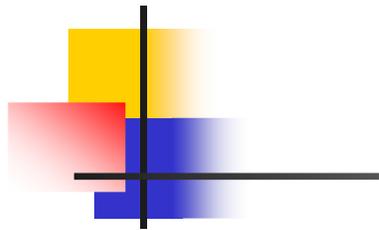
荷重、地震、風に耐える

断熱性能、給排水・暖冷房・調理などの設備

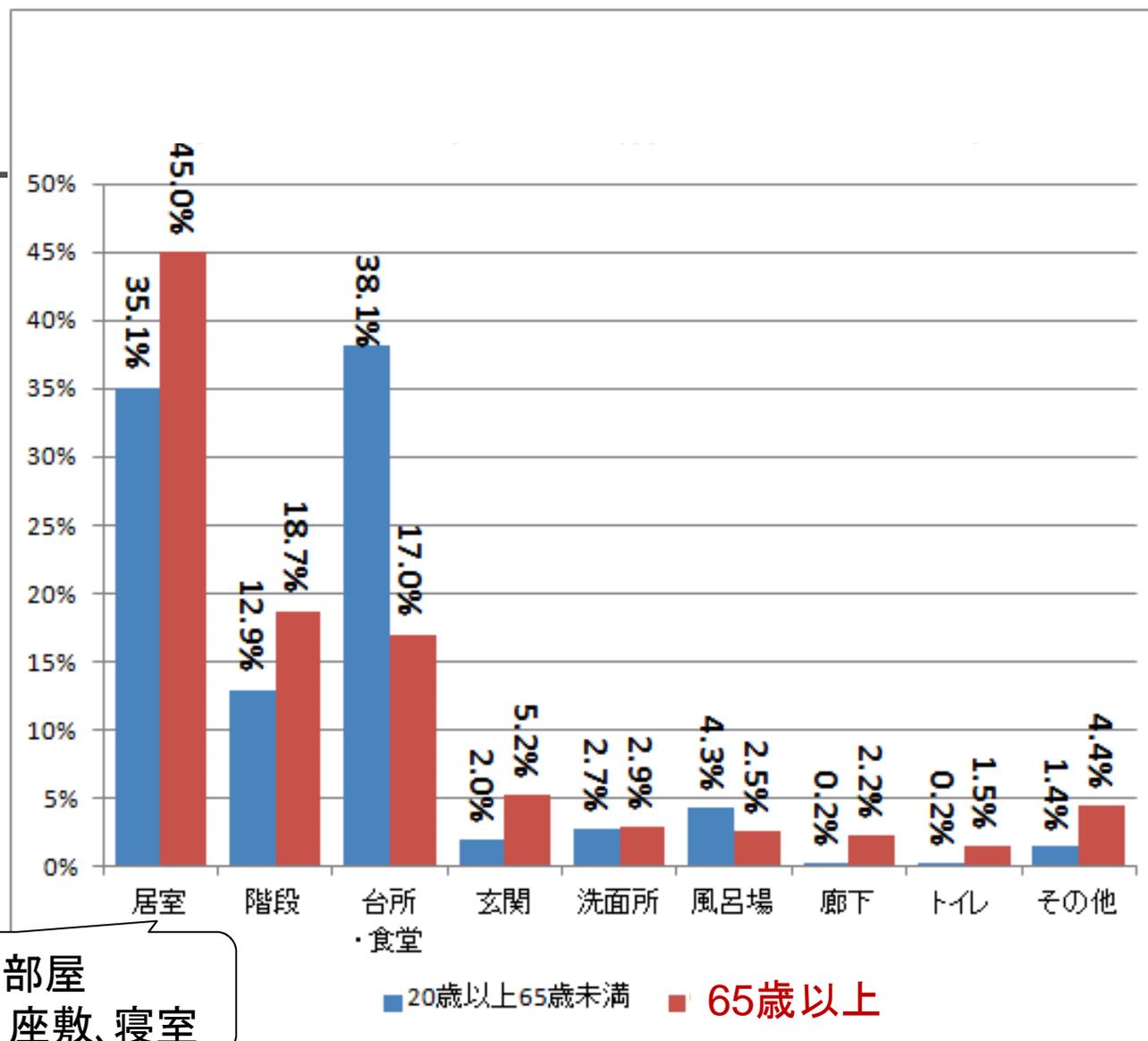
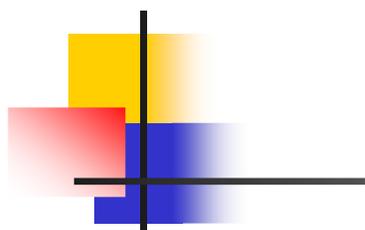
いわゆる「バリアフリー」性能



事故の発生場所

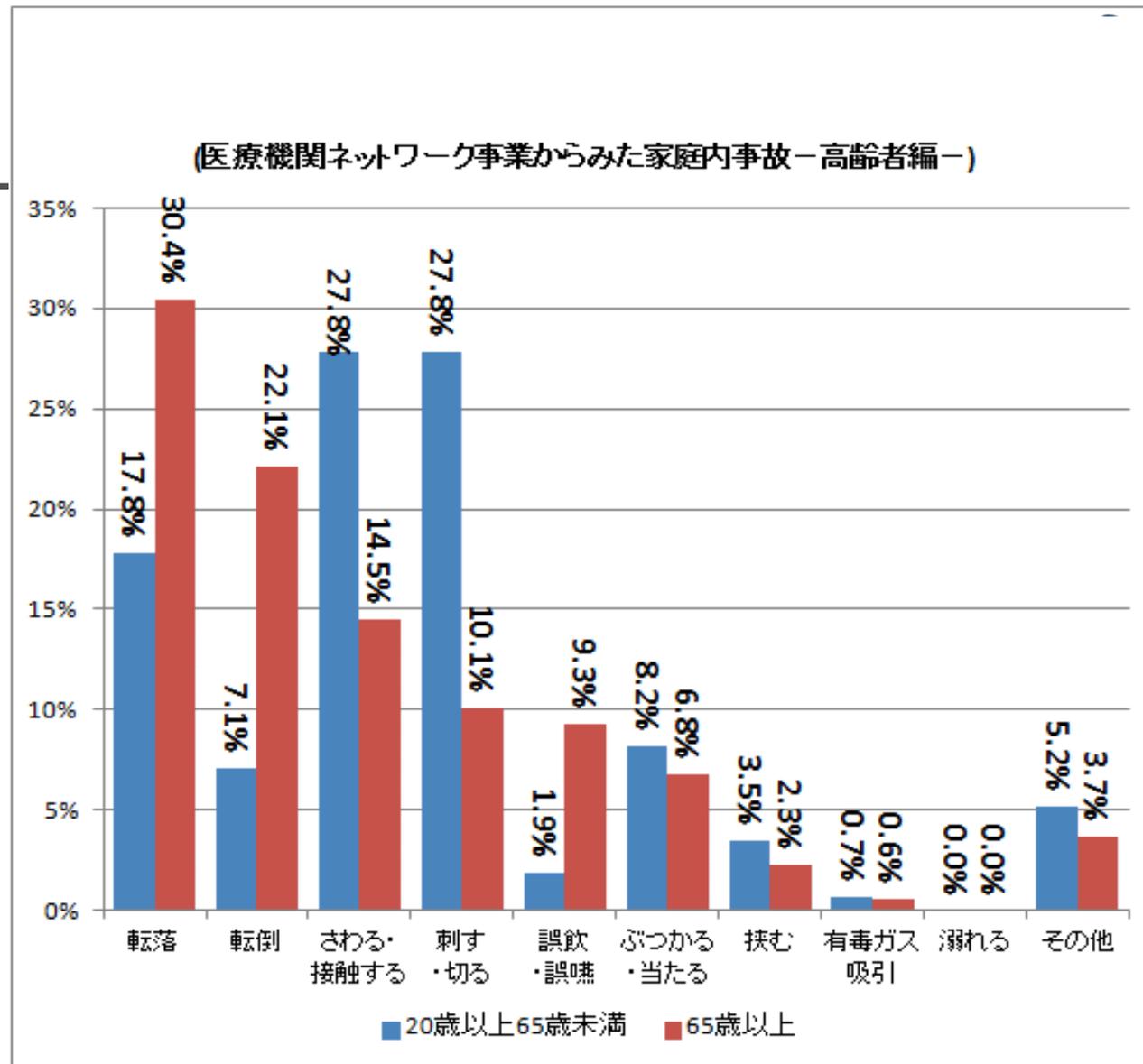
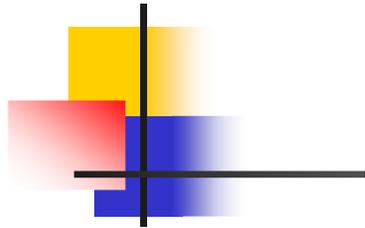


家庭内事故の発生場所

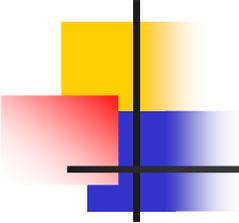


もっぱら過ごす部屋
居間、茶の間、座敷、寝室

家庭内事故の起因



出典:2016年版高齢社会白書



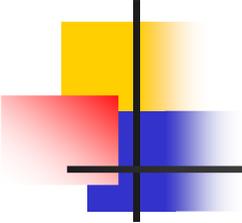
5. 住環境の整備

(1) 介護保険

「住宅改修費支給制度」

パンフレット「はままつの介護保険」p30参照

担当窓口:各区の長寿保険課



住宅改修工事の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ すべりの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への取替え
- ⑥ ①～⑤に付帯する住宅改修

いくらまで支給される?

支給限度基準額 万円

支給率 %

自己負担率 %

所得上位
20%

一定以上の所得者は、
20%となった

利用手順

ケアマネジャーによるアセスメント

要介護認定

改修内容の立案・決定

事前申請→承認

実施(施工)

工事代金支払い

支給(事後)申請→承認

住宅改修費支給

受領委任払い

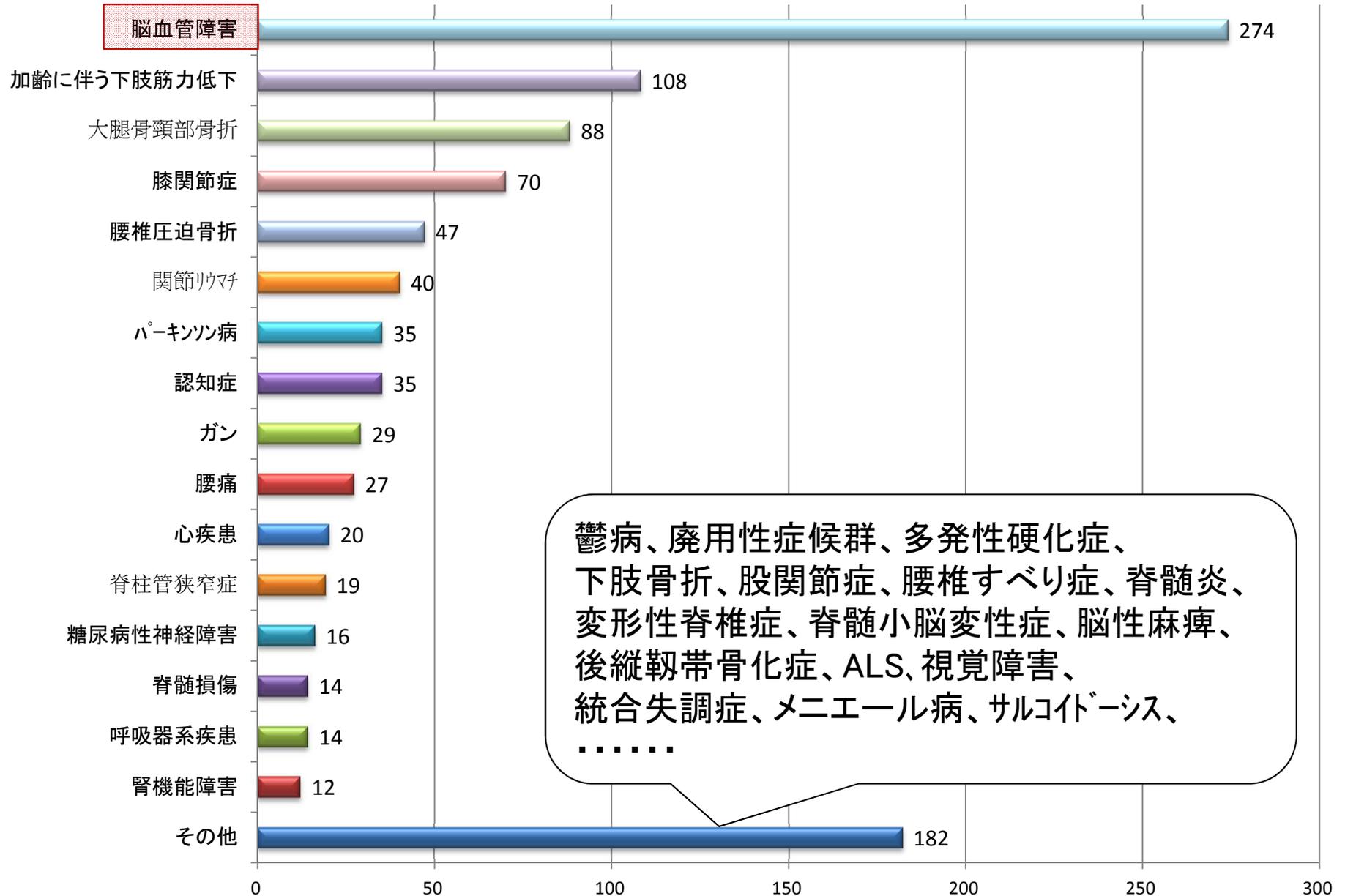
償還払い

全額

自己負担分のみ

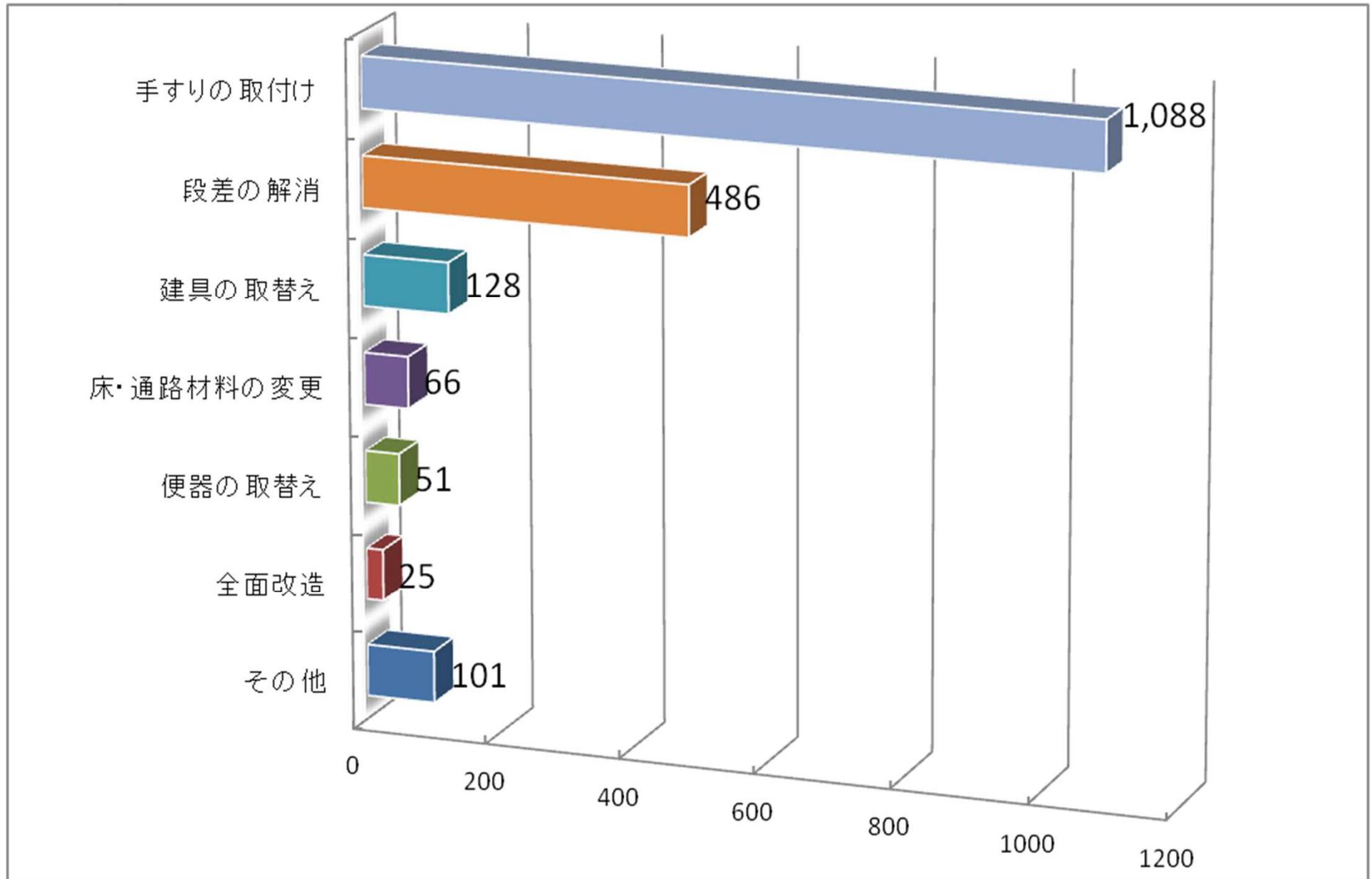
疾患別 工事件数

西村事務所の実績より



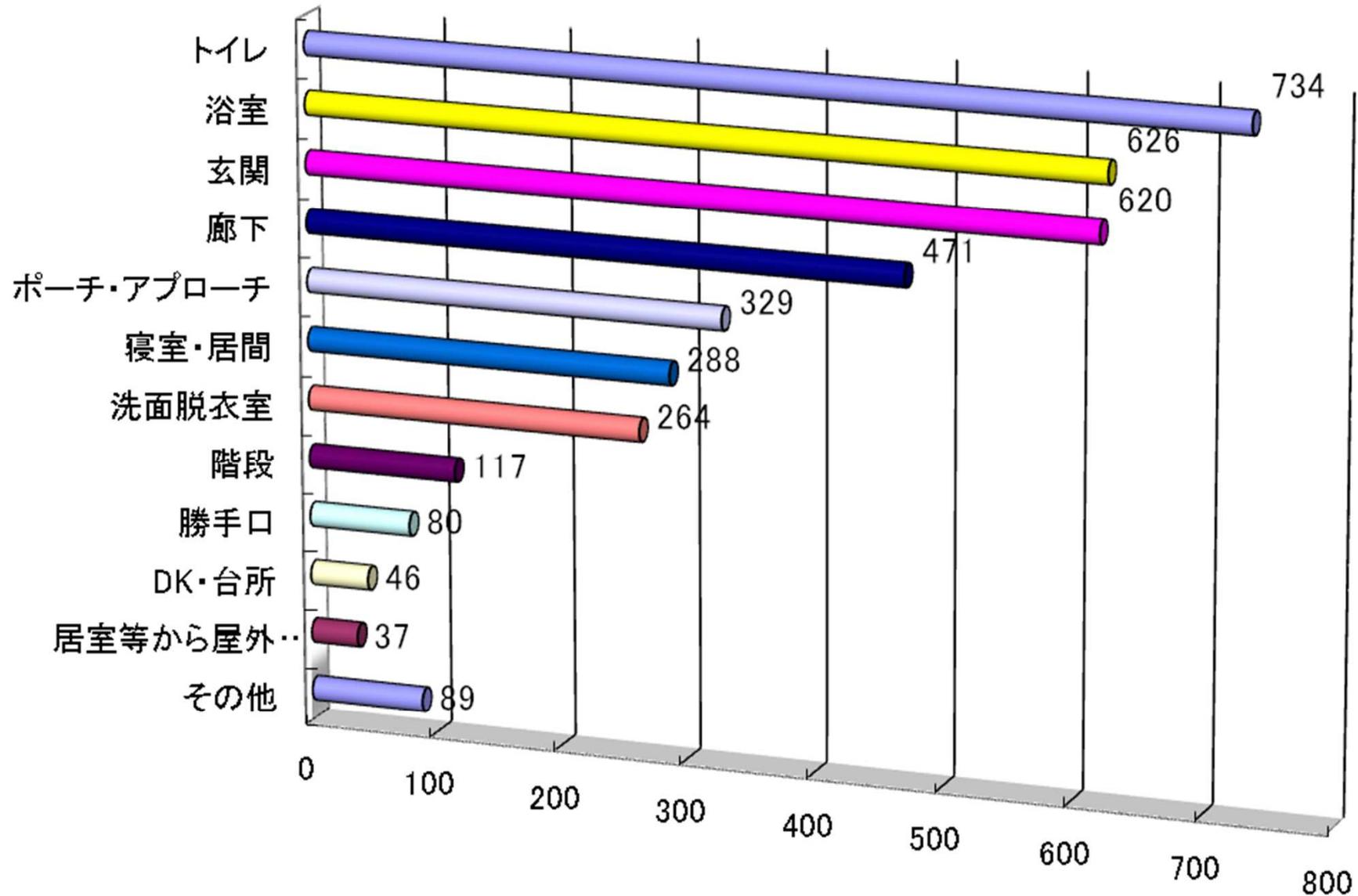
工事の種類別 工事件数

西村事務所の実績より



施工箇所別 工事件数

西村事務所の実績より



(2)浜松市

介護保険分

介護保険分

「高齢者住宅改造費助成制度」

先着順「住宅改修費」

75万円まで

1.対象となる175万円まで

- ①60歳以上の世帯（改造後に同居する者を含む）
- ②介護保険受給者は要介護の方がいる世帯
- ③市町村民税の前年分の所得税額20万円以下の世帯

2.補助金額

	世帯の区分	補助金額
A	市民税非課税	工事費(補助対象経費)の 2/3以内 かつ 75万円まで
B	A 以外で、 前年分の所得税額が 20万円以下	工事費(補助対象経費)の 1/3以内 かつ 75万円まで

担当窓口:各区の長寿保険課

(3)浜松市

「重度身体障害者 住宅改造費助成制度」

※ 介護保険「住宅改修費支給」が優先

1.対象者

- ① 下肢、体幹または視覚障害で障害手帳1、2級またはその保護者かつ
- ② 市・県民税非課税または前年分の所得税額20万円以下の世帯
(同居家族全員の税額計)

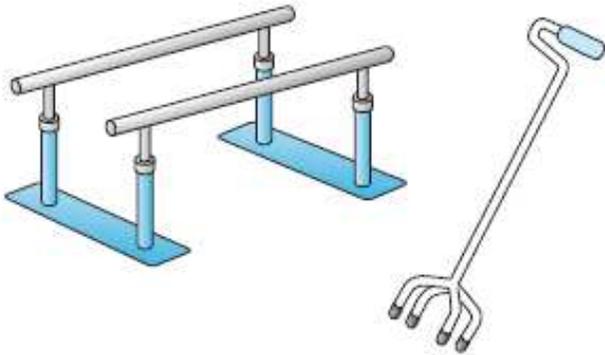
2.補助金額

	世帯の区分	補助金額
A	市民税非課税	工事費(補助対象経費)の 2/3以内 かつ 75万円まで
B	A 以外で、 前年分の所得税額が 20万円以下	工事費(補助対象経費)の 1/3以内 かつ 75万円まで

担当窓口:各区の社会福祉課

(4)介護保険で使える福祉用具 貸与

パンフレット「はままつの介護保険」p.29参照

要介護1～5の人	要支援1・2の人	
<p>○福祉用具貸与</p> <p>自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具の貸与が受けられます。</p>	<p>○介護予防 福祉用具貸与</p>	
<p>要介護1～5の人、 要支援1・2の 人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手すり(工事を伴わないもの) ●スロープ(工事を伴わないもの) ●歩行器 ●歩行補助つえ 		
<p>原則として、 要介護2～5 の人が対象 のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす(付属品を含む) ●特殊寝台(付属品を含む) ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知器 ●移動用リフト(つり具を除く) 		
<p>原則として、 要介護4～5 の人が対象 のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動排せつ処理装置 		
<p>利用者負担のめやす</p> <p>●実際に貸与されたものに応じた費用の1割または2割</p>		<p>利用者負担のめやす</p> <p>●実際に貸与されたものに応じた費用の1割または2割</p>

(4)介護保険で使える福祉用具 購入

パンフレット「はままつの介護保険」p.29参照

○福祉用具購入費の支給

○介護予防福祉用具購入費の支給

自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具を購入する場合に、申請により購入した費用の一部が支給されます。

対象と
なるもの

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具

■福祉用具購入費が支給されるまでの手続き■

指定を受けた事業者で福祉用具を購入します

市の窓口で申請します
(担当窓口や持ち物については 45 ページをご覧ください)

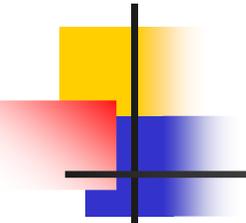
市から費用(年度で10万円を上限)の9割分または8割分が支給されます

(5)身体障害者 日常生活用具給付

(居住環境整備に関連するものを抜粋。

ただし、介護保険制度を優先)

品目	性能等	対象者
移動用リフト	介助者が容易に使用できるもの	下肢または 体幹障がい2級以上
歩行支援用具	手すり、スロープ等	平衡機能、下肢または 体幹障がいがあり、家庭内 移動で要介助者。 下肢が不自由な難病患者。
特殊便器	温水温風を出すことができるもの	上肢障がい2級以上。 上肢が不自由な難病患者。



障がい児(者)のための
「日常生活用具給付」のうち、
「居宅生活動作補助用具」

- 対象者・・・**下肢体幹障害で1～3級**
- 品目・・・**介護保険の住宅改修工事と同じ**
- 耐用年数(回数)・・・**1住宅につき1回**
- 自己負担金・・・**原則1割自己負担。**

わが家の専門家診断の受付は、**お電話1本**で受け付けております。（下記内容についてお伺いしますので、事前にご確認ください。）下記申込書でお申込み頂く場合は、必要事項を記載いただき、担当窓口までお持ち頂るか、FAX（050-3730-5234）でお送りください。

わが家の専門家診断申込書【無料】			
専門家の無料派遣を希望します。		平成 年 月 日	
わが家の専門家診断対象の確認（必ず確認の上、全てチェックをしてください）			
<input type="checkbox"/> 昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた住宅です。 <input type="checkbox"/> 私所有の木造住宅（長屋・共同住宅を含む）です。 <input type="checkbox"/> 過去に市によるわが家の専門家診断を行っていない住宅です。			
住宅の所在地	浜松市		
住宅の所有者	住所		
	フリガナ氏名		
	電話	-	電話連絡できる時間帯 いつでも 頃
建築年月	明治・大正・昭和	年 月	※昭和56年の場合、月まで記入してください
建物図面の有無	有・無	駐車場の有無	有・無

ホームページ 補強計画者・登録施工事業者名簿の場所

浜松市公式HPから、『地震から命を守ろう』を検索 → 検索結果から、『地震から命を守ろう 耐震診断・耐震補強のすすめ「TOUKAI-O総合支援事業」』をクリック → 『補助利用上の注意』をクリック → 補強計画者・登録施工事業者名簿がPDFデータで閲覧可能



注意：パソコン用のページのため、携帯で閲覧する場合は、通信量が膨大になる可能性がありますので、ご注意ください。

地震から命を守ろう **検索**



補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。

木造住宅の耐震補強について

対象：昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅（長屋・共同住宅含む）

予想される巨大地震において建物の倒壊等による、人命・財産の被害を最小限とするための対策として「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-O総合支援事業」を創設し、木造住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。専門家の無料派遣制度、補強の計画作成や耐震補強工事に必要となる費用の助成制度のほか、窓口での相談も随時行っております。市民の皆様には、これらの制度を活用し、積極的に住まいの耐震化を進めていただくようお願いいたします。

「自分の命は自分で守る」今こそ耐震補強を！



担当窓口: 浜松市建築行政課

まずは**無料耐震診断**を！**補助金**を利用して耐震工事を行い**安心**な住まいに！

わが家の専門家診断

【業務内容】

現地調査、簡易耐震診断（現況の1階上部構造評点の算出）
概算工事費の算出、診断結果の報告、補助制度等の説明

【費用】

無料

【依頼方法】

所有者の方による申込み
（担当窓口・電話・FAX・浜松市公式HP《P.③参照》）

【診断の流れ】

- 市から民間の団体へ委託し、担当する専門家（※）が決定
（※）静岡県が登録している「静岡県耐震診断補強相談士」
- 耐震診断のための現地調査の日程・時間について専門家
から申込者へ電話連絡
- 現地調査当日は、住宅の状況を確認しながら専門家が耐震
診断を実施（診断中は、立会いをお願いします。）
- 後日、診断結果の報告等のため専門家再度訪問。その際、
補強方法などの相談もお受けします。

【診断結果報告後】

耐震診断の結果耐震性が不足している場合（1階上部構造
評点1.0未満）、耐震補強工事のための補強計画作成に進む
か建替えをするなど、耐震化のための対策を講じることを
推奨します。
また、生命を守るための対策の一つとして、住宅内に比較的
安価に設置できる「耐震シェルター」という選択技もあるた
め、こちらもご検討ください。

こんな業者に気を付けてください！

- いきなり契約や工事を行おうとする業者
→事前に契約や工事を行うと補助の対象となりません。
- 「補助金は利用しないほうが安い」などと、様々な理由を
つけて、補助金を利用せずに工事を行おうとする業者
→適切な工事を行わない可能性があります。

補強計画作成

【業務内容】

詳細な現地調査、補強方法等の検討、補強前後の上部
構造評点の算出等（1階上部構造評点を1.0以上かつ
0.3以上向上させるものに限る）

【費用】

15～25万円（目安）

【補助率・補助額】

補強計画作成の費用と助成基準額144,000円を
比べ少ない額の2/3以内（最大96,000円）

【依頼業者】

相談士が在籍する建築士事務所

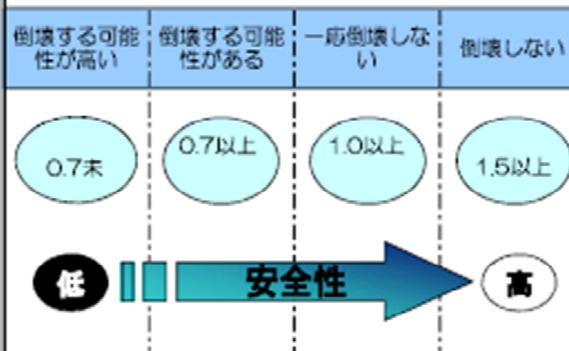
【依頼方法】

ご自身で上記【依頼業者】に該当する業者へご依頼く
ださい。

【参考】

- 補強計画の作成を行なえる建築士事務所の名簿《P.③
参照》（担当窓口、浜松市公式HPに設置）
- 建築士事務所が所属する民間団体：（一社）静岡県建
築士事務所協会へ相談

上部構造評点と被害の目安



耐震補強工事
【補助制度活用】

【業務内容】

補強計画に基づく耐震補強工事の実施（1階上部構造
評点を1.0以上かつ0.3以上向上させるものに限る）

【費用】

補強計画による

【補助率・補助額】

耐震補強工事の費用と下記補助金額を比べ少ない額以内

世帯	1階上部構造評点 （補強前）	補助金額
一般世帯	0.4 以上	30万円
所有者非居住世帯	0.4 未満	45万円
※1 高齢者同居世帯等	0.4 以上	40万円
	0.4 未満	55万円
※2 高齢者のみ世帯等	0.4 以上	50万円
	0.4 未満	65万円

※1 高齢者同居世帯等・・・以下のいずれかを満たす世帯

- 65歳以上の者が居住
- 身体障害者手帳の交付を受けている者が居住
- 中学生以下の者が居住

※2 高齢者のみ世帯等・・・以下のいずれかを満たす世帯

- 65歳以上の者のみが居住
- 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度
等級が1級又は2級の者が居住
- 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住
- 療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を
受けている者が居住

【依頼業者】

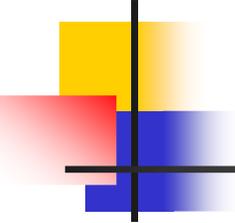
浜松市に登録している登録施工事業者

【依頼方法】

ご自身で上記【登録施工事業者】へご依頼ください。

【参考】

登録施工事業者の名簿《P.③参照》（担当窓口、浜松市
公式HPに設置）



7. 住宅改修・改造の実例

1. 玄関アプローチ 敷地内通路



通路材料の変更
または
段差の解消









コンクリートを打設
「コンクリートで通路を造る」
→通路面の材料の変更











インターロッキングブロック敷き





レンタル
スロープ





従前のインターロッキング
ブロックを敷き込み

福祉用具購入と貸与(レンタル)品目が追加されました。
平成21年4月1日から適用。

階段移動用リフト

床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、
キャスタ等で床又は**階段等**を移動し、
目的の場所に人を移動させるもの。

例:ナブテスコ株式会社「J-MAX」



段数を増やしたい
=段差の解消

5

4

3

2

1

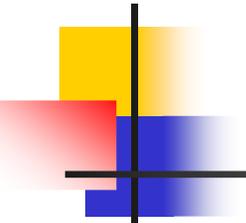












2.家屋への出入り

玄関ポーチ、玄関、
あるいは玄関以外から



踏み台の設置
= 段差の解消

上框

福祉用具
「踏み台付き手すり」



矢崎化工(株)「たちあつぷ」



パナソニック「自在てすりツインディ」



下足入れに手すり取付け



勝手口到手すり



縁側や居間から出入り
既製「手すり付き踏み台」を
設置

犬走りコンクリート



洗濯物を干す
見落としがちな
「危険で難しい家事」









掃き出しサッシ

勾配 ≒ 1 / 12



踊り場
兼
物干し場

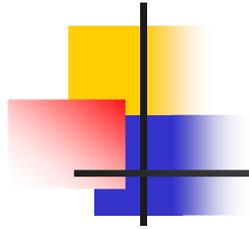
勾配 $\approx 1 / 12$



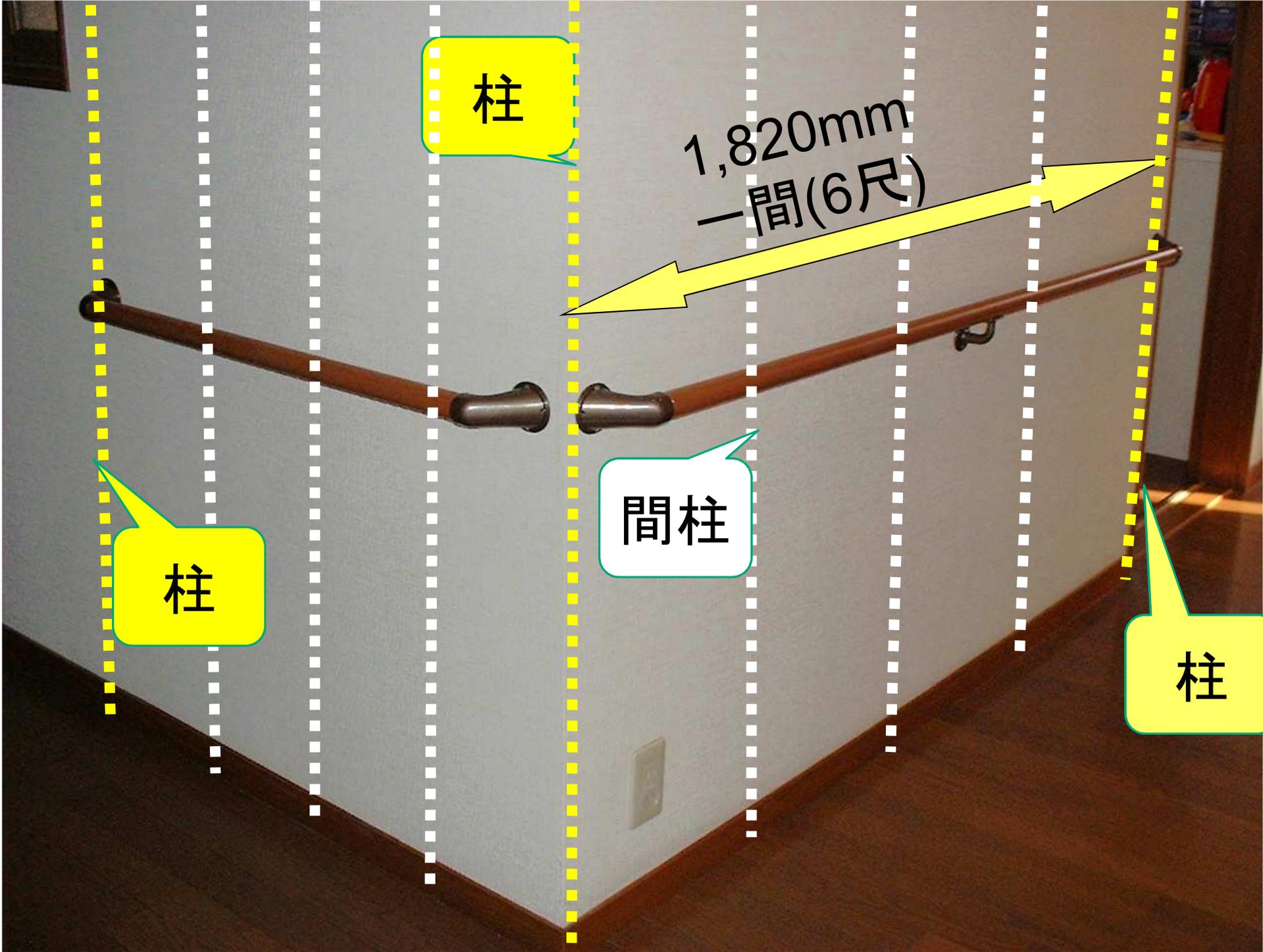
段差解消機







3. 廊下、屋内通路



柱

1,820mm
一間(6尺)

間柱

柱

柱





ガラス障子を
ポリカーボネートやアクリル板に
(介護保険や改造費の対象外)

「四点杖や歩行器を使う」
選択も

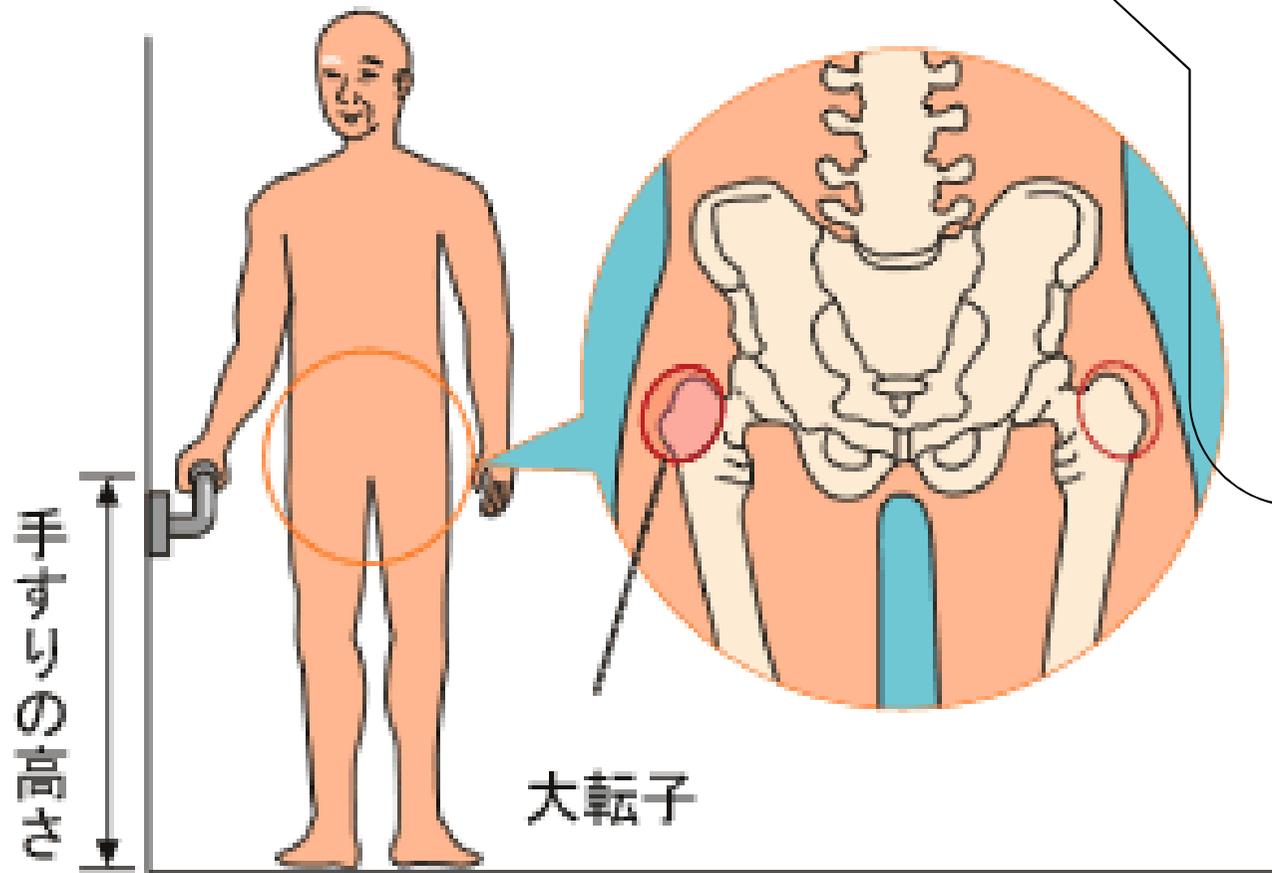
手すりが
最善策かい？

だれが、
どうやって、
決める？

歩行用手すりの
高さは？



移動用水平手すりの高さの決め方



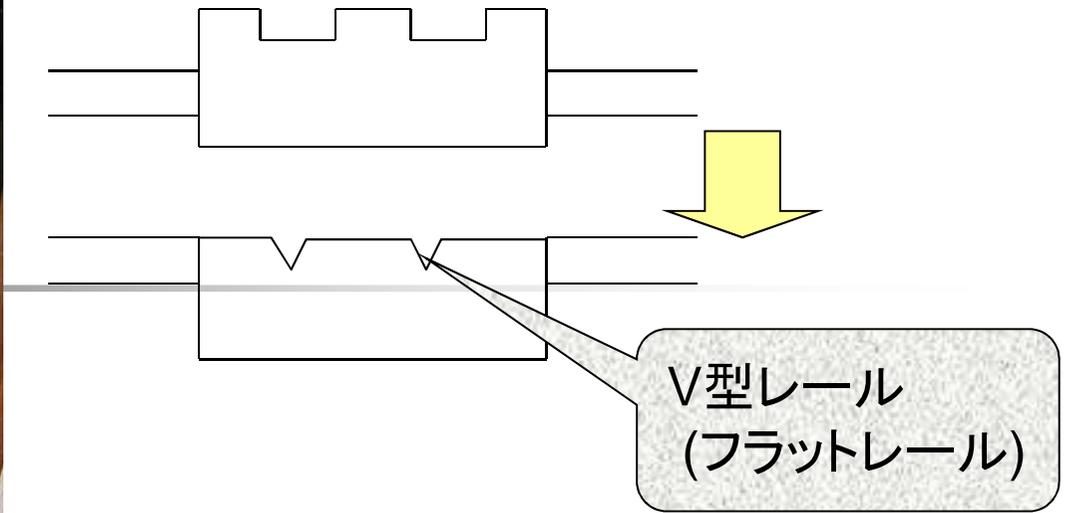
そうですか



手すりは杖の連絡と考えると、その人の大転子の位置に合わせる



敷居段差用木製スロープ
(すりつけ板)



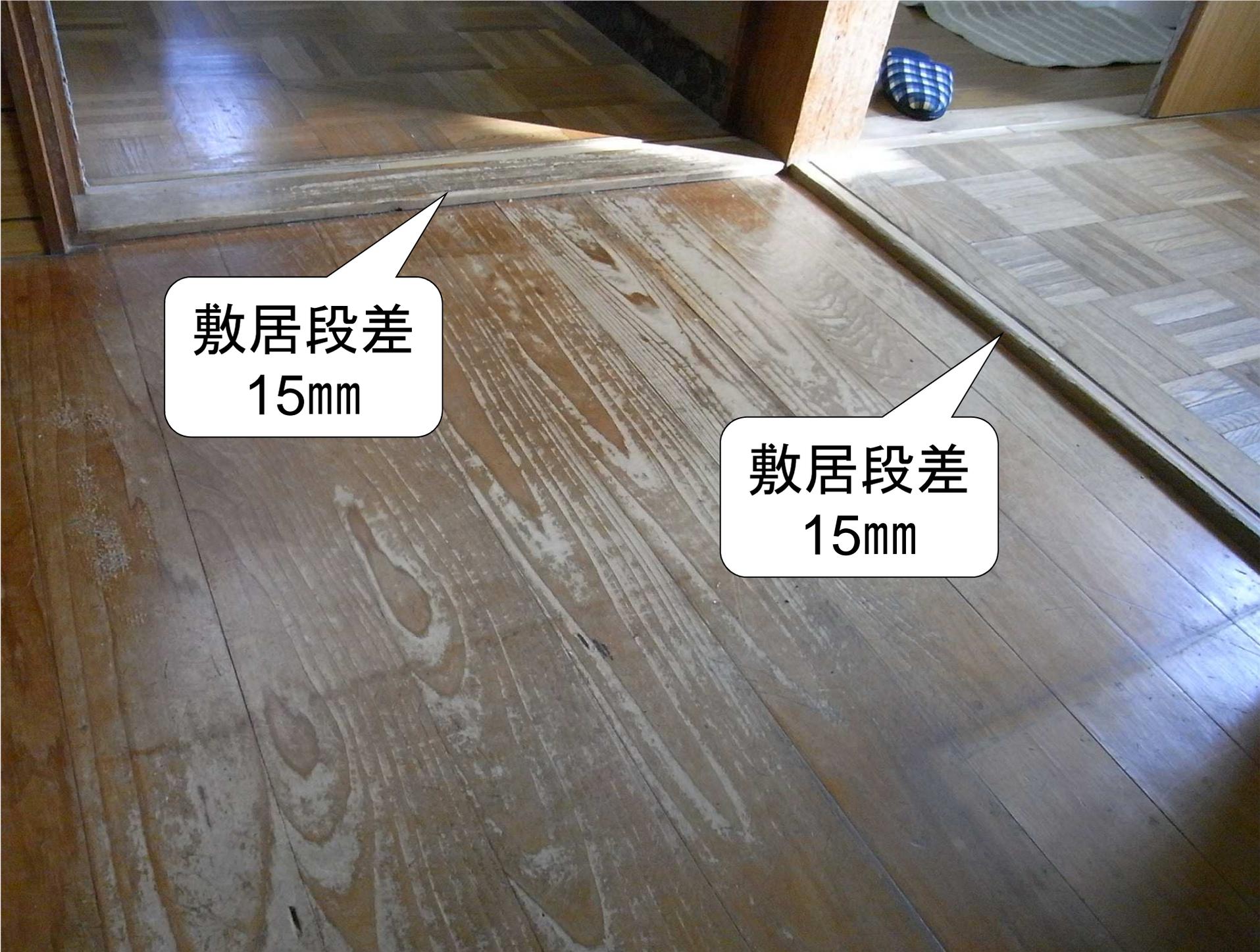


沓摺 (敷居)を撤去
= 段差の解消





撤去跡を薄い板
(見切り板)でカバー、塗装



敷居段差
15mm

敷居段差
15mm

A photograph showing a wooden floor with a herringbone pattern. A callout box with a white background and a black border points to the floor. The text inside the box is in Japanese. The floor is made of light-colored wood planks. In the background, there is a wooden door frame and a metal handrail on the left side.

車イス対応フローリング板
(厚12mm)を重ね貼り



戸車

敷居



戸車を取替え



敷居にアルミ製レールを埋め込む

引き戸への
扉の改修





壁の向こうにトイレがある

パーキンソン病

動作の特徴

- ・からだのひねりが消失する
- ・すくみ足
- ・逆説行動
- ・加速歩行
- ・小刻み歩行
- ・前方突進



動作が単純になるように



ドア(扉)の新設



引き込み戸

直接、寝室と
出入りしたい





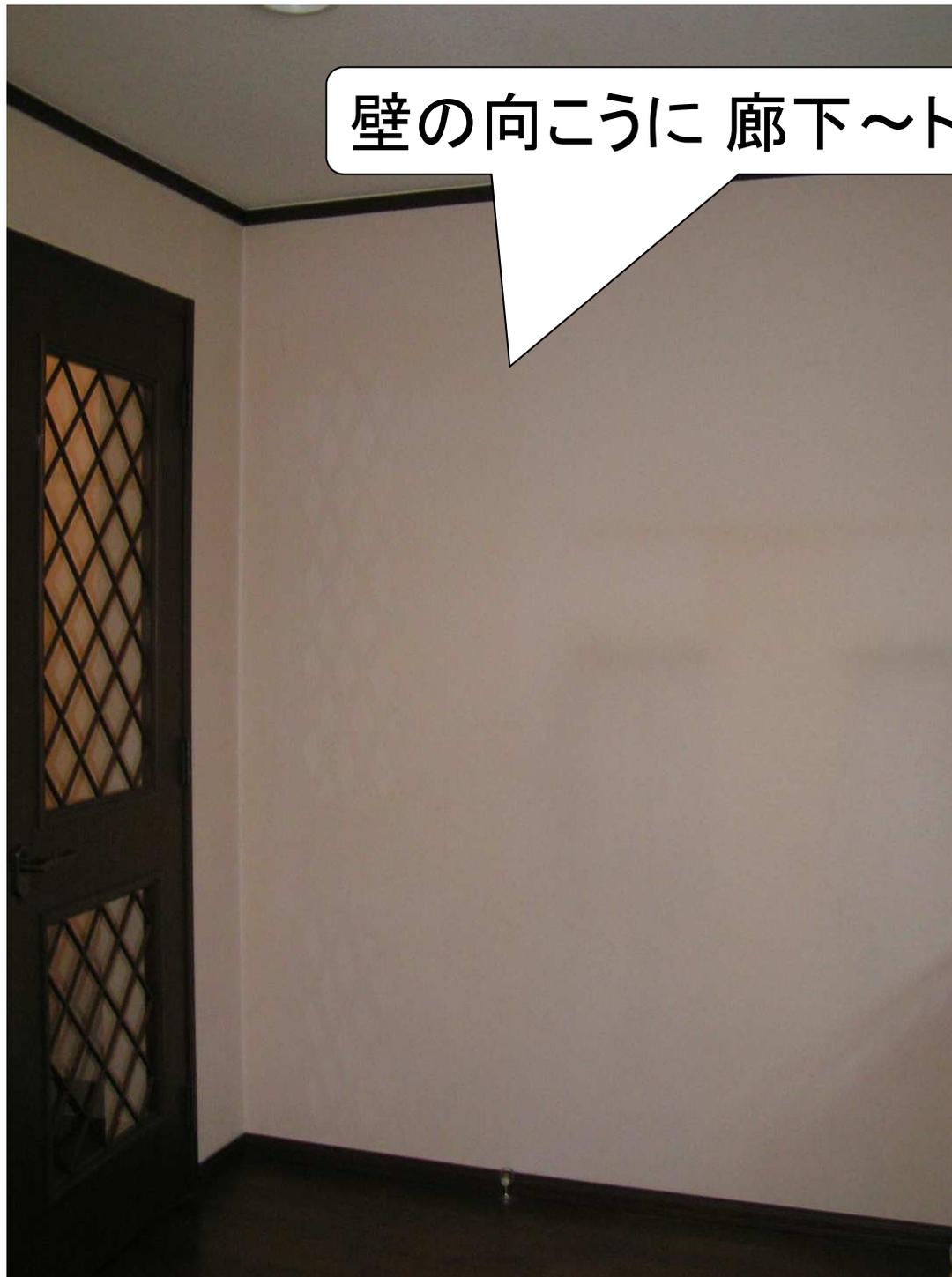
3本引き戸





通れる巾 ≒ 開口巾 × 2/3

壁の向こうに 廊下～トイレがある

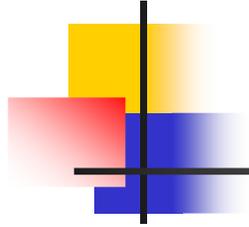




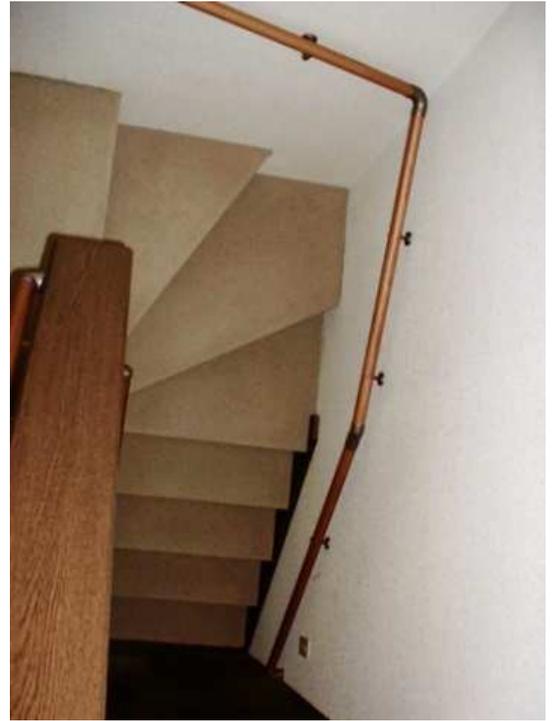




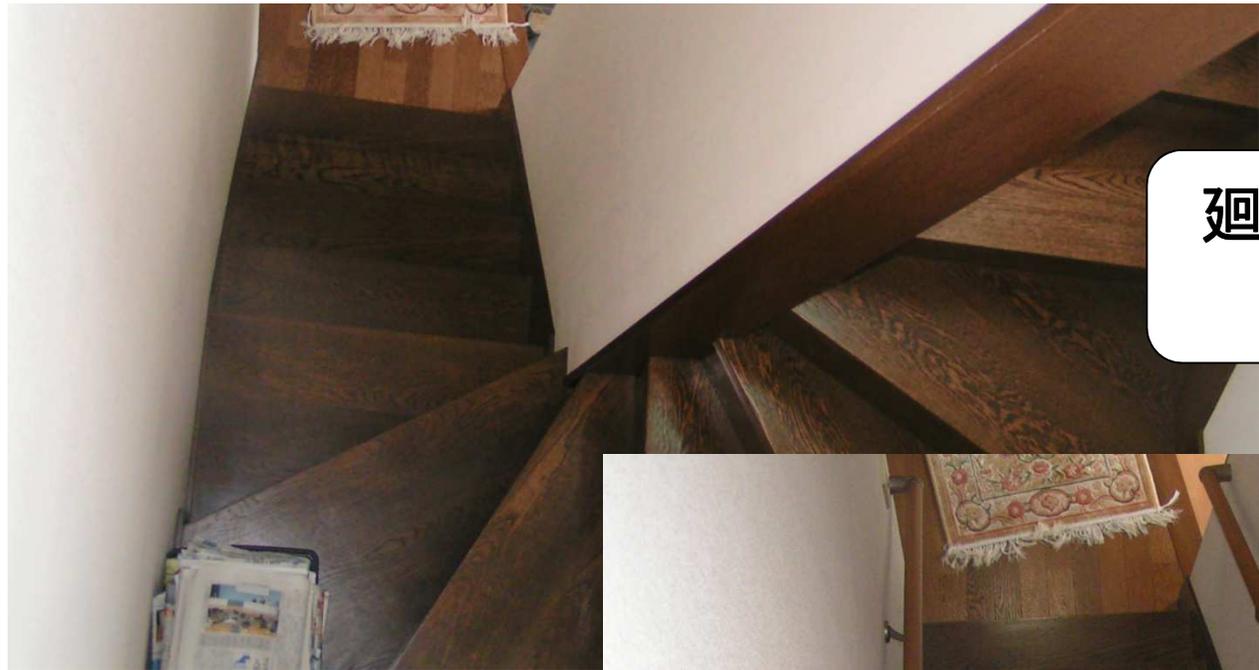
引き戸の新設



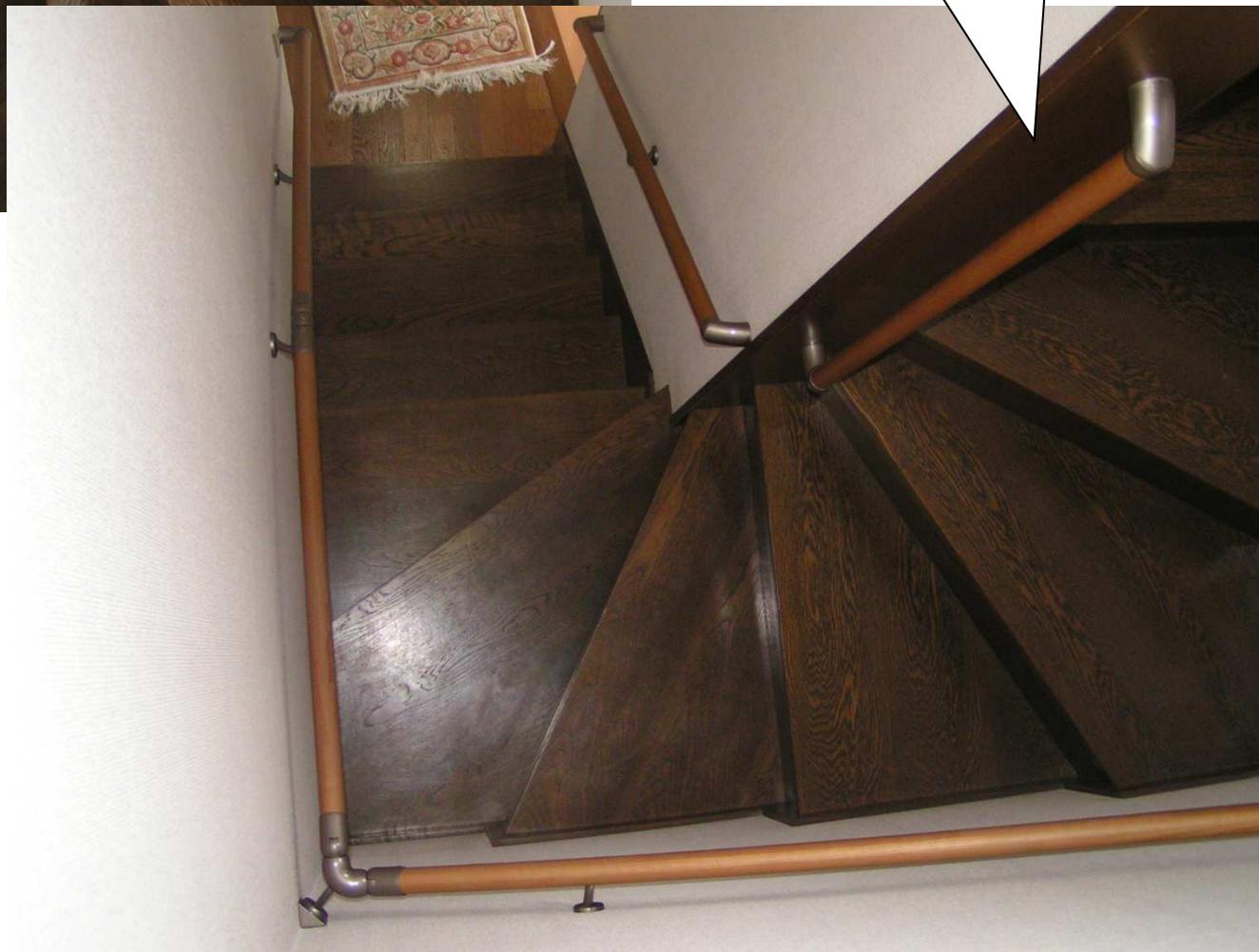
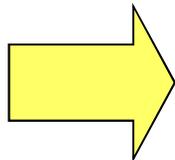
4. 階段







廻り階段の中心部に
縦手すり

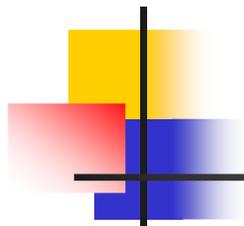




滑り止めゴム
= 床仕上げの変更

階段昇降機
介護保険対象外

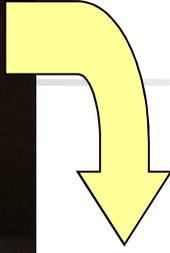




5. 寢室、他居室

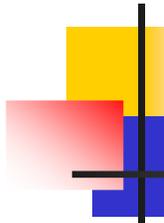
A photograph of a hospital room. In the foreground, a bed is partially visible with a white sheet and a colorful patterned blanket. To the right, a white door with a black frame is set into a brown wall. The door has a small circular window and a handle. A speech bubble is overlaid on the door, containing the Japanese text 「ここまで手すりを付けて」. To the right of the door, a dark wooden cabinet or desk is visible, with a yellow pom-pom on the floor nearby. The room is dimly lit, with light coming from the doorway.

「ここまで手すりを付けて」





畳の上に手すりを取付け



突っ張り支柱に
水平手すりを
プラスの
新発想!



BAUHAUS
たよレール high

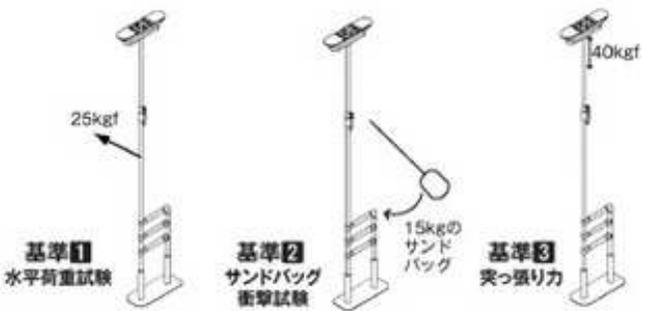
介護保険福祉用具 貸与対象商品



マツ六(株)

安心してお使いいただける安全設計

- 1 お年寄りが寄りかかってもずれない設計**
※日本建築学会 建造物荷重指針
- 2 お年寄りが倒れかかっても脱落しない設計**
※破損・変形・脱落がないこと (JBLT-ID-05)
- 3 天井への負荷が従来の2/3程度(注1)**
※当社調べ 注1.BZH-101を除く



矢崎化工(株)

「たちあっぷ ひざたち」



矢崎化工(株)

「たちあっぷ+つながるくん」





和室6畳



車いすガード
(巾木)

フローリング板張り

据置式リフト





和室
6畳 × 2室







洗面化粧台
(介助者用手洗い)

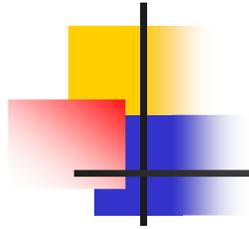
車いすガード
(巾木)

据置式リフト



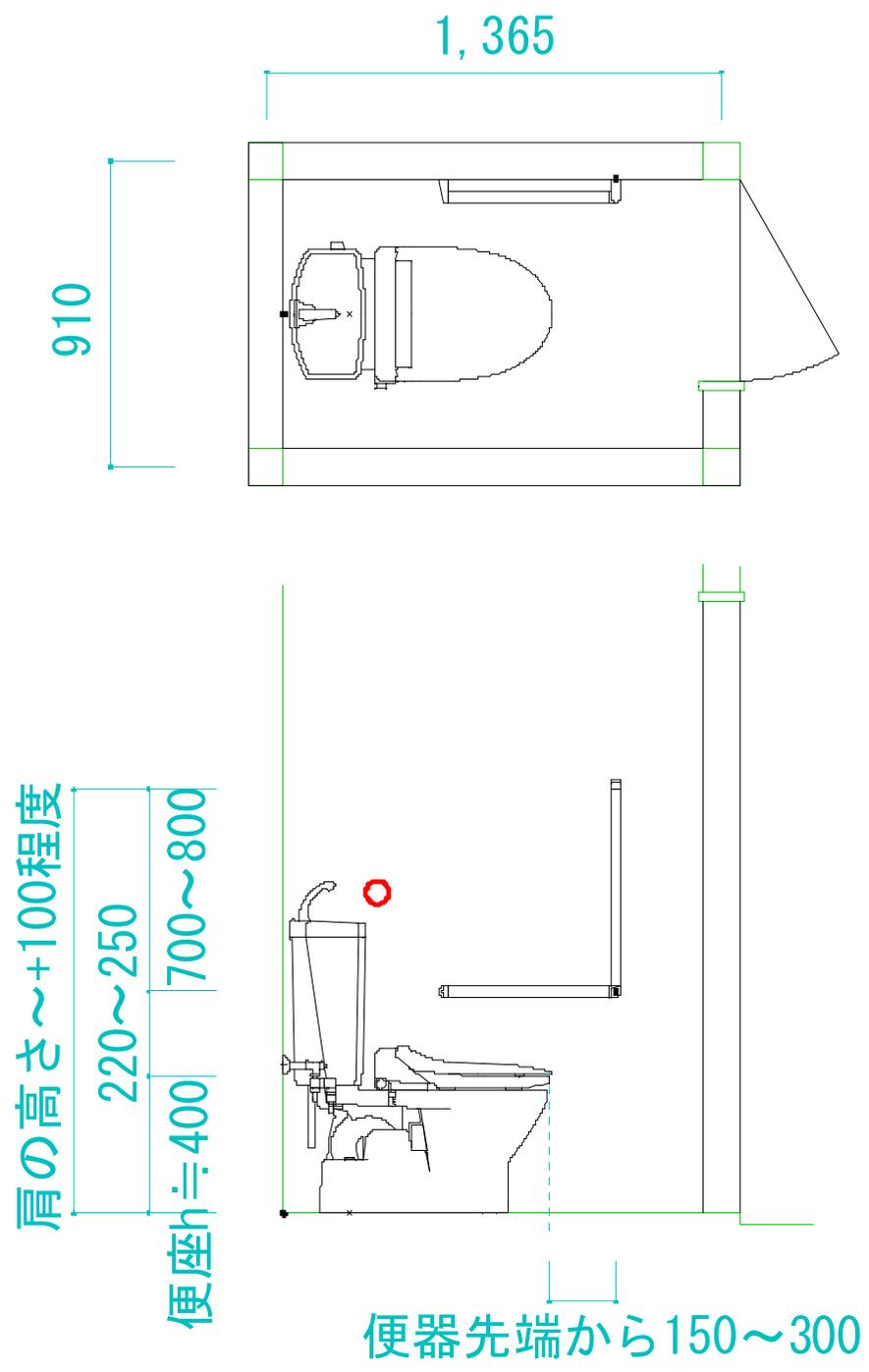


スリングシート(吊り具)



6. トイレ











肘掛け型
手すり



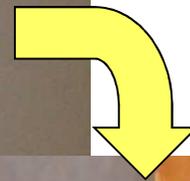
矢崎化工(株)

「トイレ用たちあっぷ」

福祉用具貸与対象品

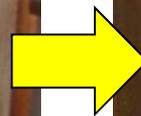
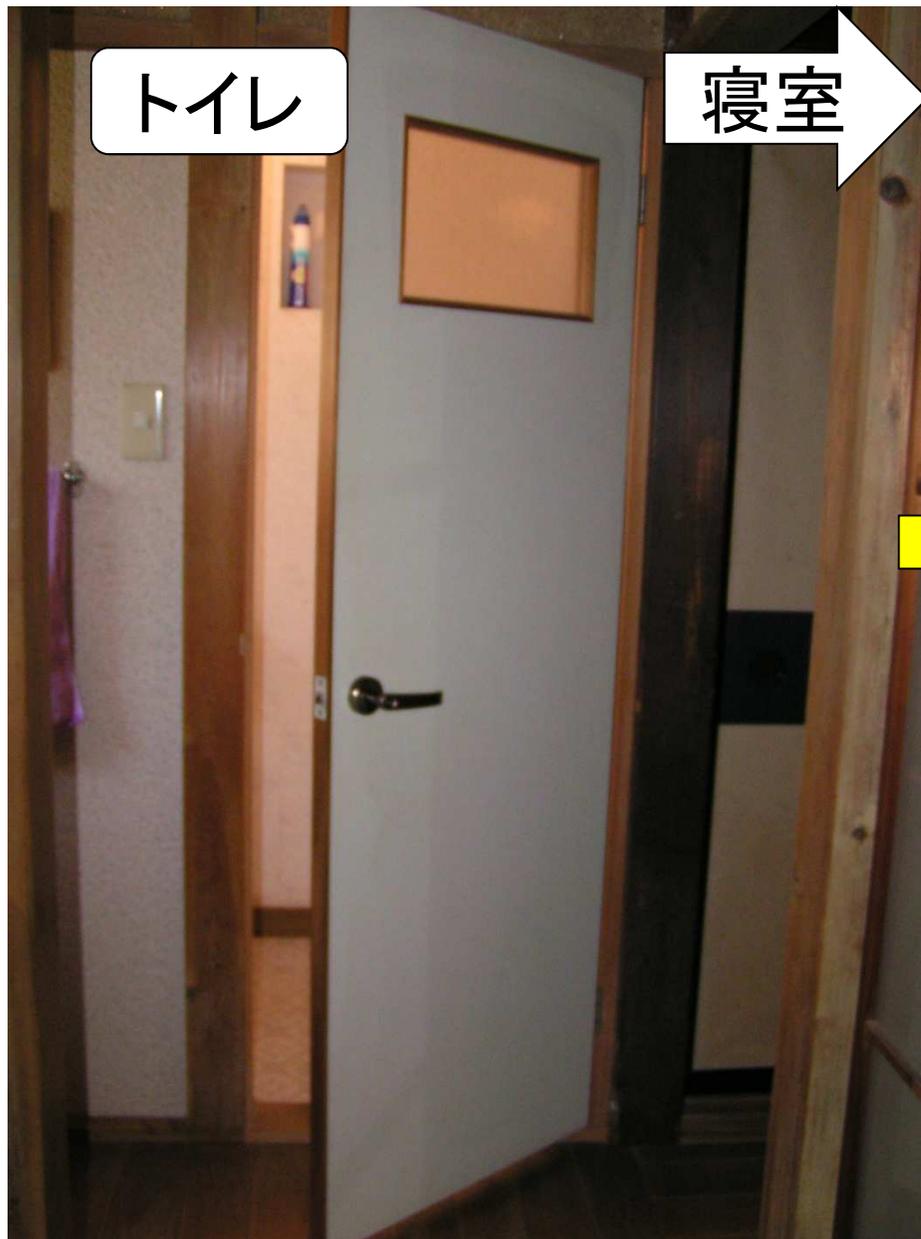


ドアノブ
(握り玉)



レバーハンドルに取替え
= 建具の取替え







和式(両用)便器

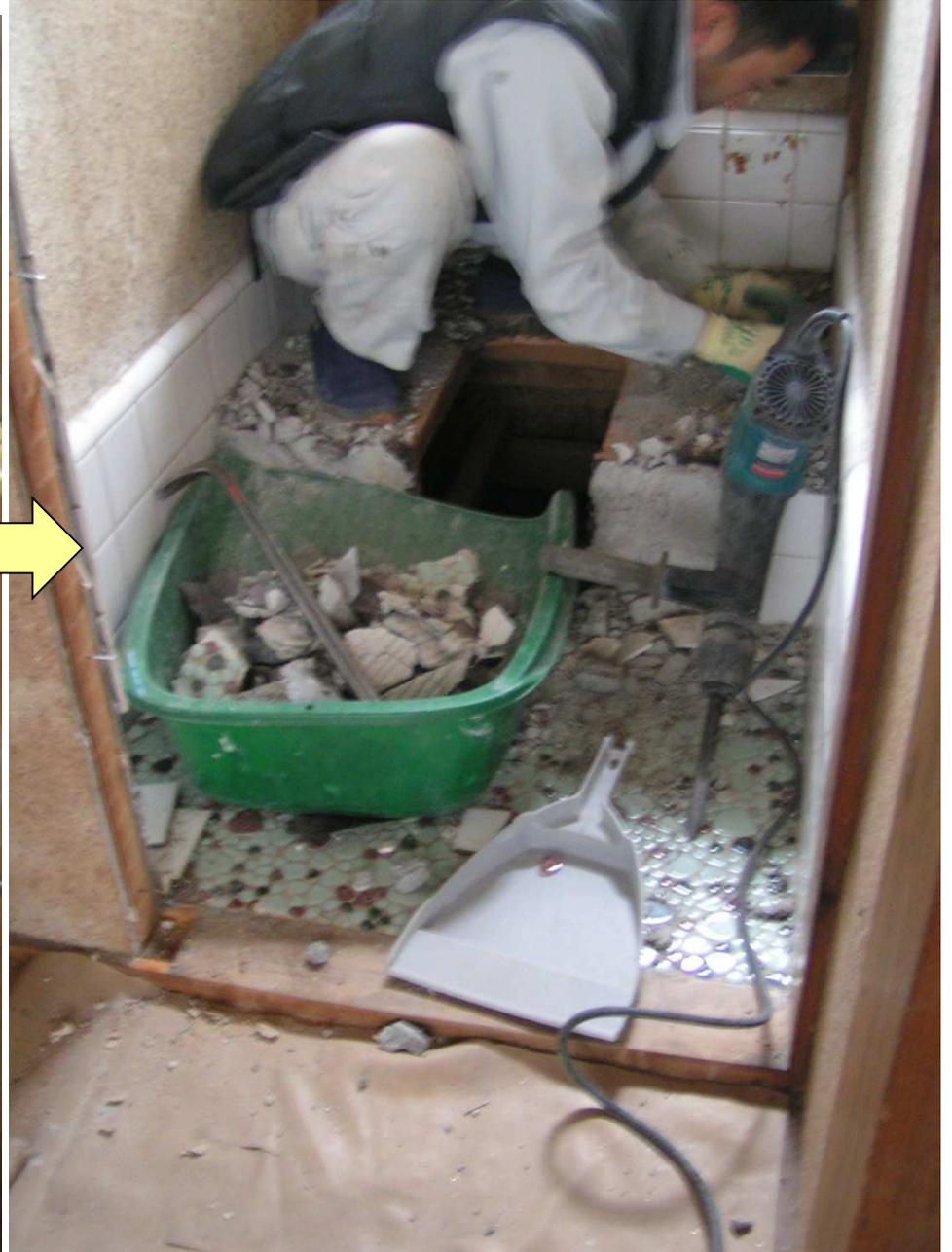
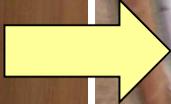


「安く洋式便器に
替えたい」



便器洗浄用リモコン

和風改造用便器
「洋式便器への改修」
「福祉用具」と解釈する
保険者もある

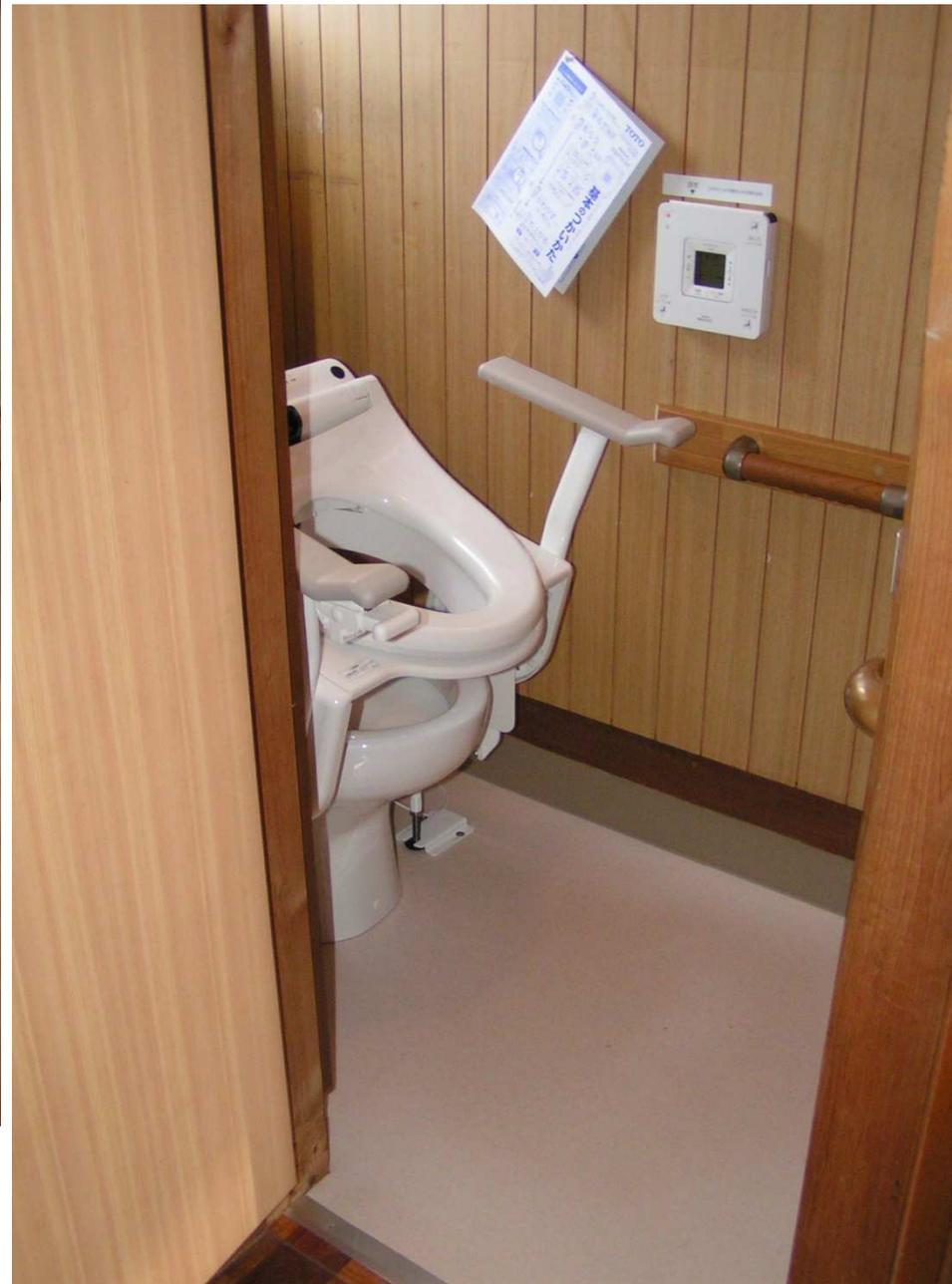




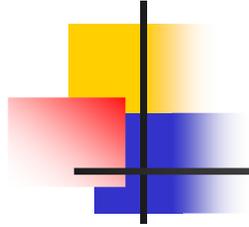
肘掛け型
手すり

「ウォシュレット付き
補高便座」

トイレリフト
福祉用具購入
「腰掛便座」







7. 浴室、(洗面)脱衣室









ユニットバス用アンカーを
埋め込む



+入浴用品・トイレ用品
 +オーダー手すり
 ↓手すり部材検索
 ・手すり部材検索トップ

矢崎化工製 ユニットバス用アンカー



ウェルナット (ユニットバス用ファスナー)



- ユニットバスに取り付ける際に使用する、専用のファスナーです。
- ※EBP-4D、EBP-5Dの取り付けには使用できません。
- 取付可能な壁パネルは、石膏ボードが裏打ちされた化粧鋼板、塩ビ鋼板、および、特殊化粧セメント板に限ります。パネル基材の厚さは0.5～5mmの範囲です。



浴室手すり部材
 ウェルナット
 (ユニットバス用ファスナー)
 EBT-S1

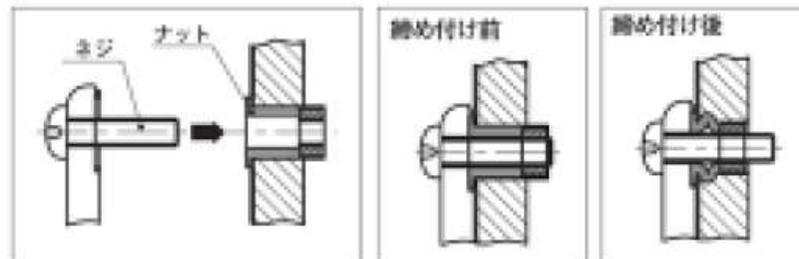
JAN 4979652 471710

希望小売価格>5,800円(税抜5,370円)

【材質】 ステンレス(ネジ)

http://www.kaigo-web.info/kensaku/buzai/_EBT-S1_JN.html

●ウェルナット取付側面図



前画面に戻る





オフセット型
手すり



ほとんどの場合、
浴室入り口には
段差がある

椅座位からの
浴槽出入り



② マヒした脚を入れる



背中を支える手はそのまま保ち、マヒした脚を介助しながらゆっくり入れます

① 動くほうの脚を入れる



お湯はたっぷりと
湯量が少ないと水の
浮力が生かせません

お尻が洗い台に、
両足が床に着いて
いることを確認し
たら、浴槽を手で
つかみ、動くほう
の脚を自分で入れ



入浴用いす
「シャワーチェア」

入浴用いす
(移乗台)



入浴用いす
(移乗台)



入浴台
(バスボード)

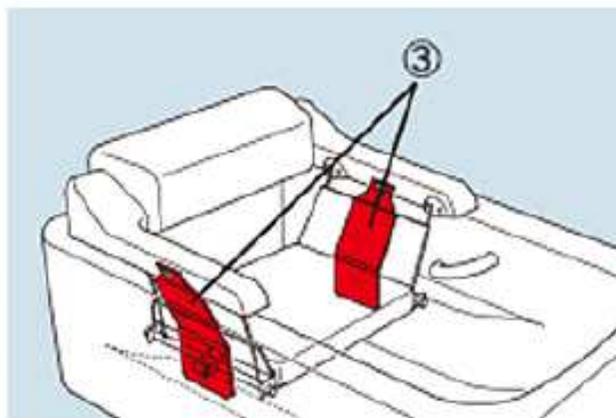




入浴用リフト

介護保険レンタル対象

オプション



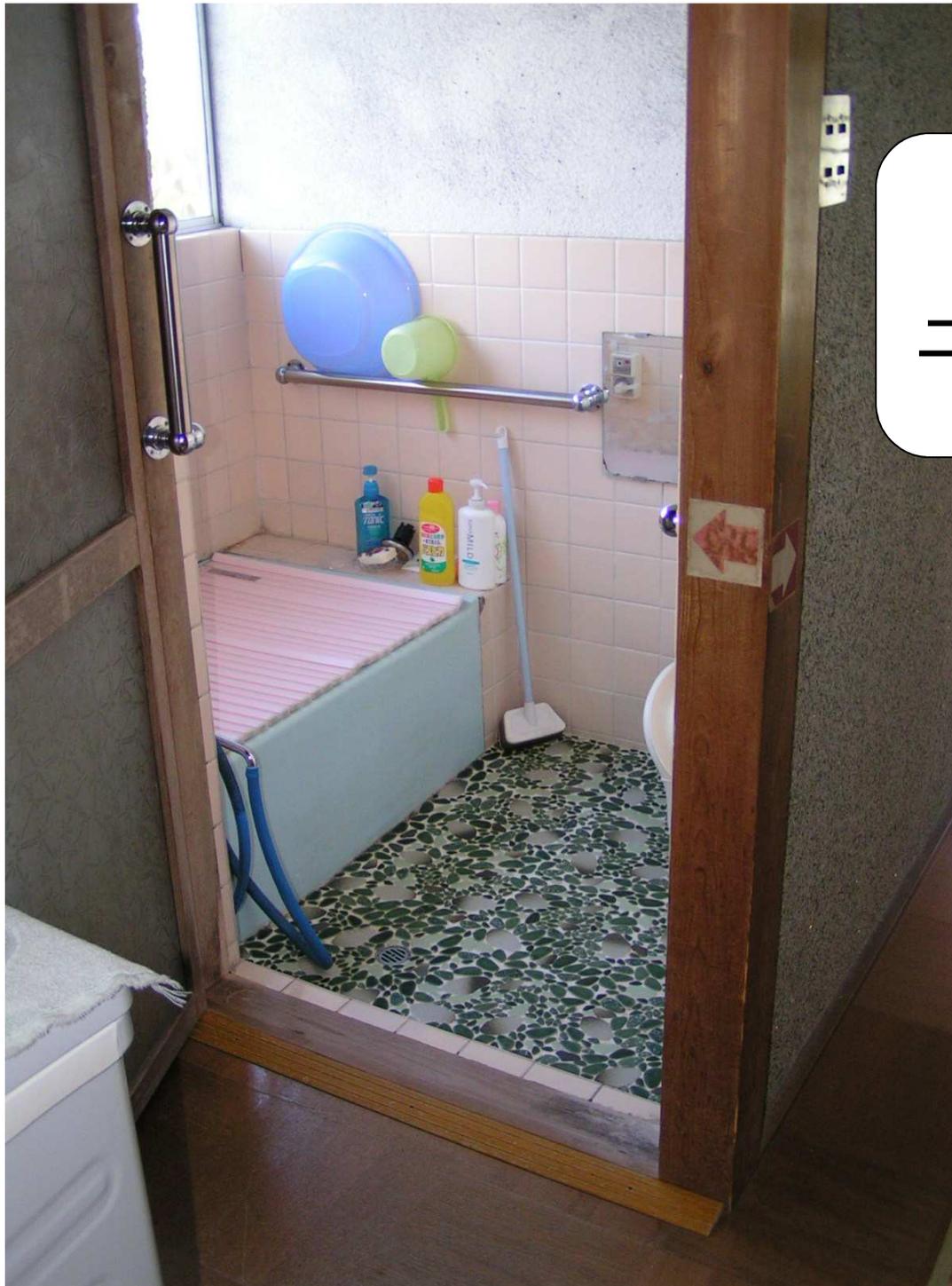
TOTOカタログより

内開き戸
洗い場が狭くなる



折れ戸に取替え
「扉の取替え」





4.5×6尺
浴室を
ユニットバスに
改造





外付け引き戸

敷居段差なし

ユニットバス
1200 × 1600mm



洗面器置き台



洗面脱衣室
3×6尺



浴室
6×6尺





洗面脱衣室
4.5×6尺



浴室
4.5×6尺
(ユニットバス1200×1600)





天井埋め込み型
リフト

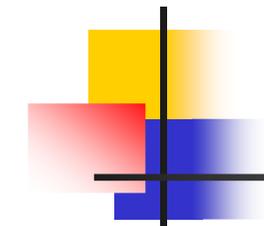


浴室設置用
リフト

兵庫県立リハビリテーション病院 モデル住宅



「浴室用 換気・暖房・乾燥機」



TOTOカタログより

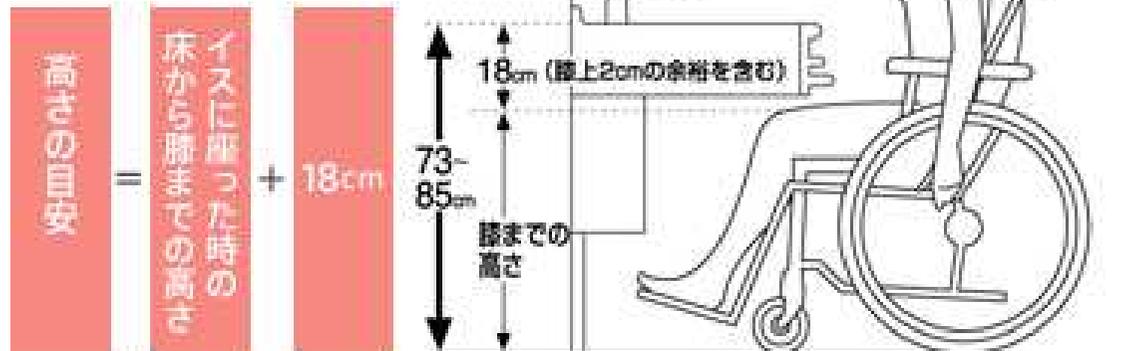
車いす対応(ユニバーサルデザイン) システムキッチン



手すり
で
左右に
移動

トップ高さは、
1cmきざみで13種類

LIXIL(旧サンウェーブ社)
「ウェルライフ キッチン」



6帖和室を
車いす対応寝室に改造する



タンス置き場 3/4帖





車いす対応
洗髪洗面化粧台



築百年超の家屋



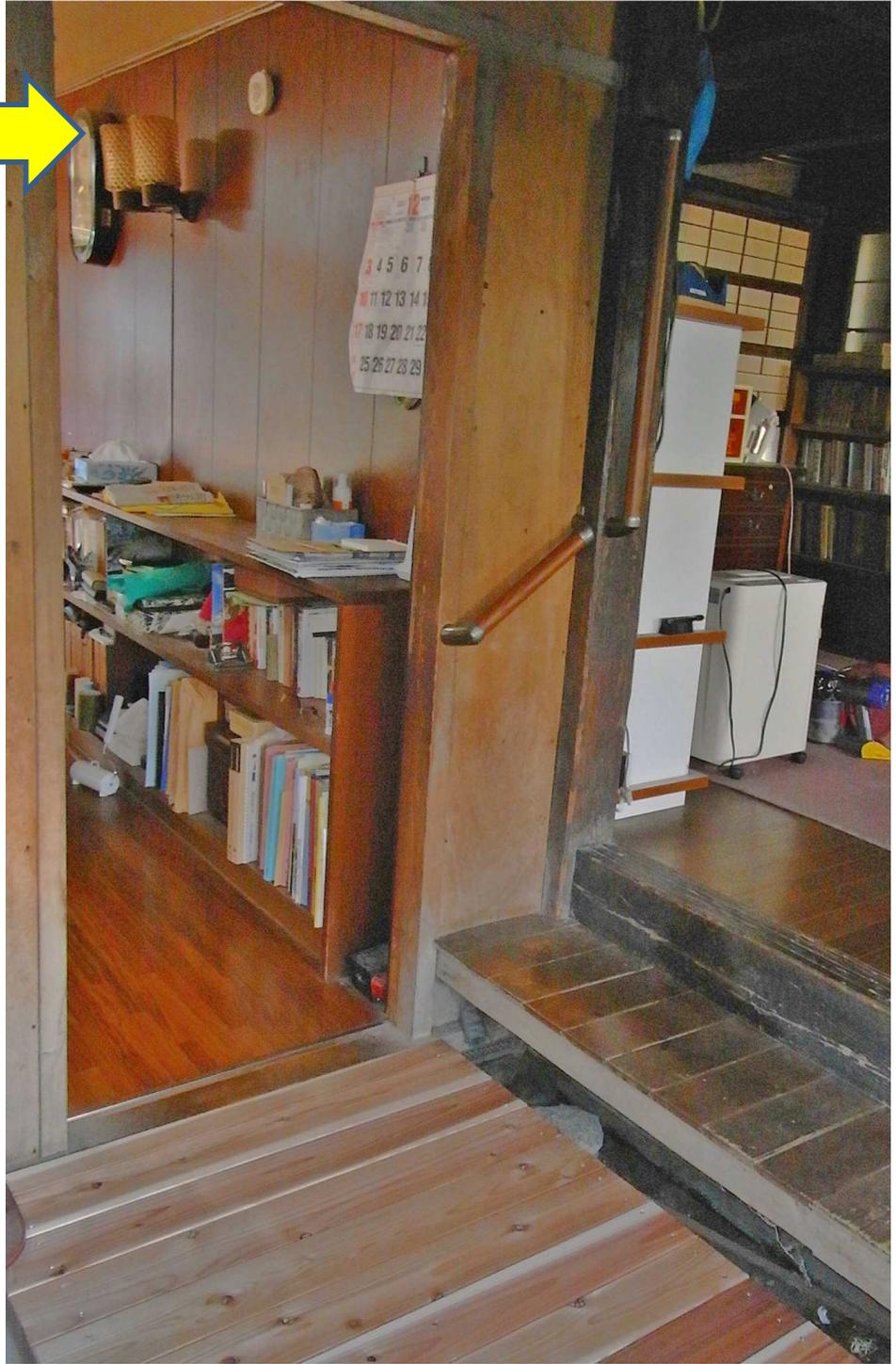














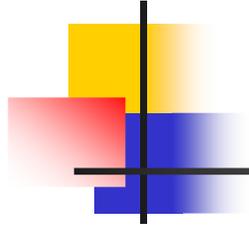










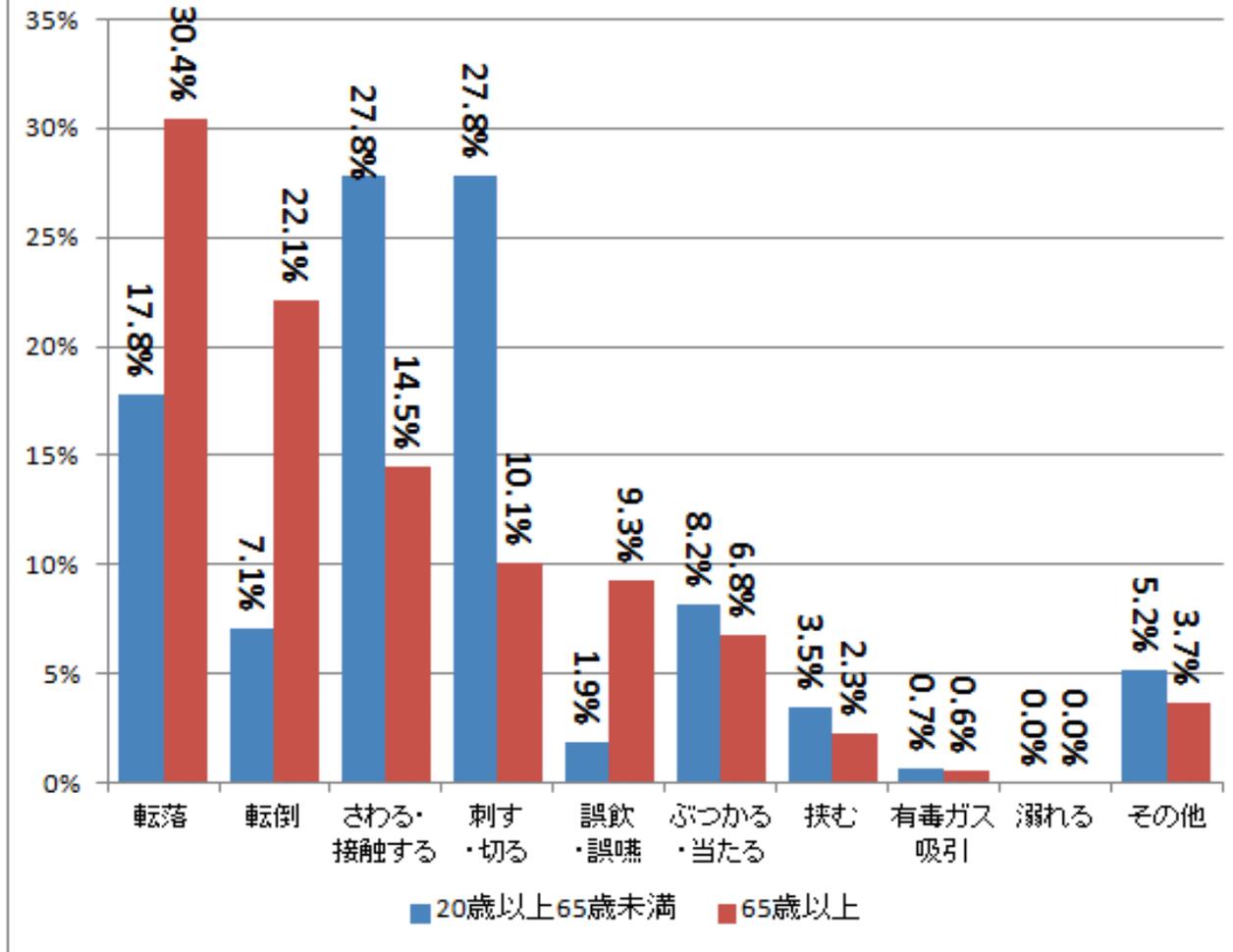


8. その他の住環境整備

家庭内事故の起因

→ 介護保険・住宅改造費助成の対象外の住環境整備

(医療機関ネットワーク事業からみた家庭内事故－高齢者編－)



片付け、整理整頓

寝室を移動(階下に移す)、模様替え

2階から1階に

北や西側から、座敷や居間に

ガラス障子→ポリカーボネート板に替える

ドア→緩衝材を取り付け、ドアクローザーの設置

建物・器具のメンテナンス

耐用年数を越えて危険な状態ではないか

暖冷房・湯沸かし、エネルギーの見直し

断熱性能の向上

断熱材を貼る・充填する、窓を二重サッシ、

断熱フィルムを貼る、カーテンを厚手に、タペストリーを飾る

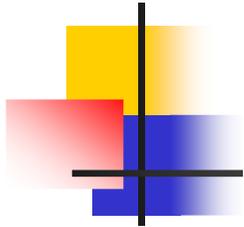
火を使う→床暖房、オイルヒーター、カーボンヒーター

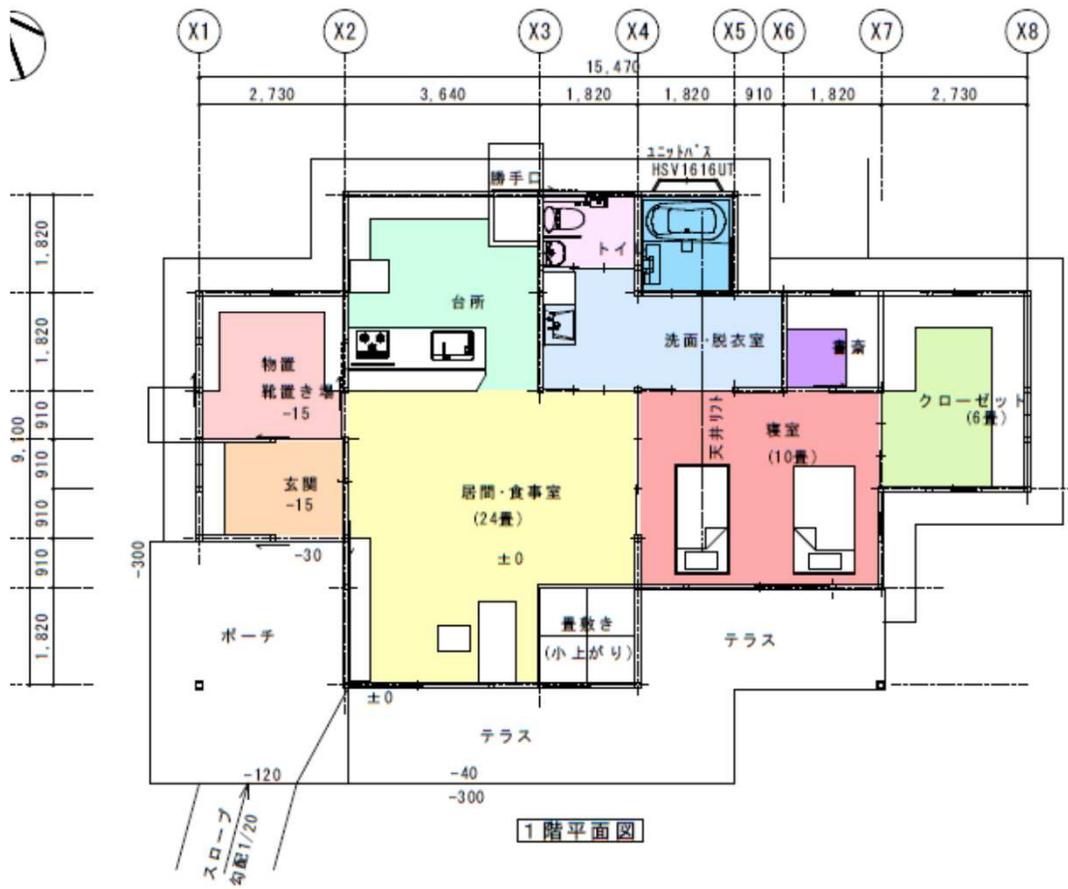
ガスボイラーや屋内設置の湯沸かし器→給湯器

家事の見直し

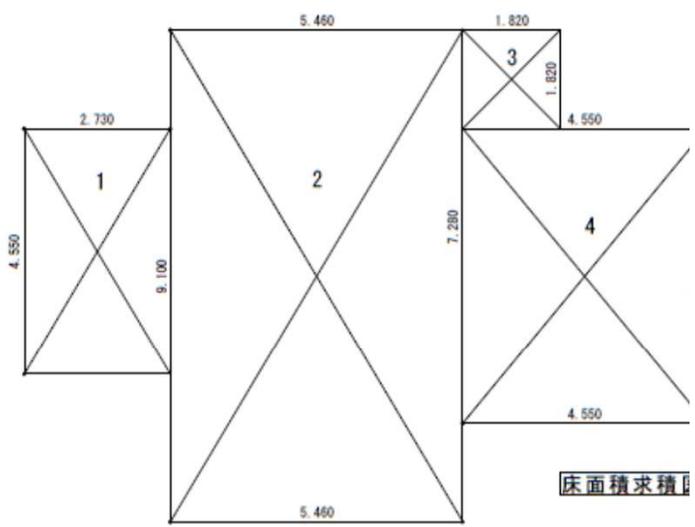
ガスコンロ→電磁(IH)調理器、電子レンジの活用

みじん切り器(チョッパー)、労力の小さな掃除機に替える



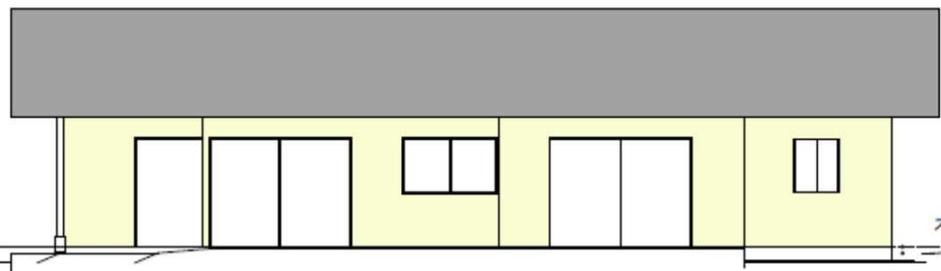


1階平面図

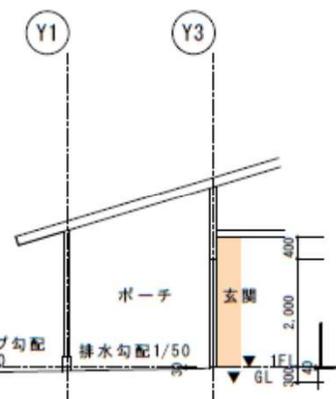


床面積求積図

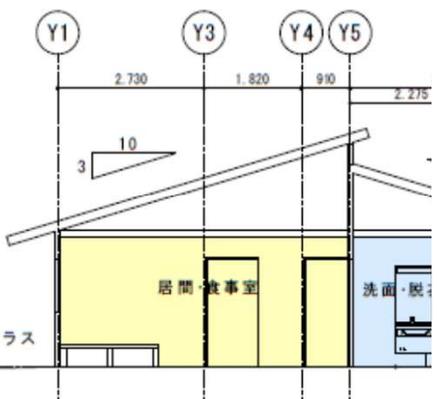
床面積表		
1	2.730 x 4.550	12.421500
2	5.460 x 9.100	49.686000
3	1.820 x 1.820	3.312000
4	4.550 x 5.460	24.843000
5	2.730 x 3.640	9.937200
1階床面積		100.20㎡



南立面図



ポーチ～玄関 断面図



南北断面図

